

目次

◎ 共通編

第1章	計画の策定にあたって	7
1	計画の背景・主旨・対象	7
2	計画の法的根拠・期間	8
3	計画の位置付け	9
4	「福祉に関するアンケート調査」の実施	10
第2章	計画の基本的な考え方	11
1	基本理念	11
2	基本目標	12
3	基本施策	13
4	施策体系	14
第3章	計画の推進にあたって	15
1	行政による取り組み	15
2	地域及び関係機関等との連携	15
3	人材確保の推進	15
4	計画の実行・評価・改善	16

◎ 西原町障がい者計画

第1章	共生のまちづくりの推進	21
1	理解・啓発活動の推進	21
2	差別解消・合理的配慮の推進	25
3	権利擁護の推進	27
4	地域活動支援の推進	29
第2章	保健・医療の充実（障がい等の早期発見・早期支援）	31
1	母子保健事業の充実	31
2	成人保健事業の充実	33
第3章	保育・教育の充実	35
1	発達支援保育の充実	35
2	特別支援教育の充実	37
第4章	自立生活支援の充実	41
1	情報提供・意思疎通支援の充実	41
2	相談等、生活支援の充実	43
3	障がい福祉サービス等の充実	47
4	医療費等、経済的支援の充実	55
第5章	社会参加・生きがい活動の支援	61
1	雇用・就労等への支援	61
2	交流活動等の支援	63
3	文化活動等の支援	65
4	スポーツ活動等の支援	66
第6章	安全・安心な地域づくりの推進	67
1	バリアフリーの推進	67
2	防災対策の推進	68
3	防犯対策の推進	69
4	緊急時対策の推進	70

◎ 第6期障がい福祉計画

第1章	成果目標	73
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	73
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	74
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	75
4	福祉施設から一般就労への移行等	76
5	相談支援体制の充実・強化等	78
6	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組み	80
第2章	障がい福祉サービス等見込量（活動指標）及び確保方策	81
1	見込量の算出根拠	81
2	見込量の確保方策	81
第3章	地域生活支援事業等見込量（活動指標）及び実施方策	85
1	見込量の算出根拠	85
2	見込量の実施方策	85

◎ 第2期障がい児福祉計画

第1章	成果目標	93
1	障がい児支援の提供体制の整備等	93
第2章	障がい児通所支援等見込量（活動指標）及び確保方策	95
1	見込量の算出根拠	95
2	見込量の確保方策	95
第3章	子ども・子育て支援等見込量（活動指標）及び実施方策	97
1	見込量の算出根拠	97
2	見込量の実施方策	97

◎ 資料編

1	西原町障がい者施策推進協議会規則	101
2	西原町障がい者施策推進協議会委員名簿	104
3	西原町の障がい者等への保健福祉サービス	105



3 すべての人に
健康と福祉を



共通編



第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景・主旨・対象

(1) 計画の背景・主旨

本町は、平成30年3月に「障害者の自立を支える笑顔あふれるまち・西原町」を基本理念とし、障がい者の自立及び障がい児の発達を目的に「西原町障がい者計画及び第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（ほのぼのプラン2018）」を策定しました。

この計画は、①障害者基本法に基づき、障がい者の日常生活・社会生活に関わる様々な施策を総合的・体系的に示した「障がい者計画」 ②障害者総合支援法に基づき、自立支援給付に係る障がい福祉サービス等の量の見込み及びサービス確保のための方策・地域生活支援事業実施に関する事項等を示した「障がい福祉計画」 ③児童福祉法に基づき、障がい児の健やかな育成に向けた発達支援の充実に係る障がい児通所支援等の量の見込み及びサービス確保のための方策等を示した「障がい児福祉計画」を一体的に策定し、平成30年度から平成32年度（令和2年度）までの期間の本町の施策方針を定めたものです。

この間、国内では平成30年度から「第4次障害者基本計画」がスタートし「2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去を、より強力に推進」「障害者権利条約の基本理念を尊重し、整合性を確保」「障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進」等、4つの基本的方向が示されました。

また「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正が相次ぎ、平成30年に障がい者雇用義務の対象に精神障がい者の追加と法定雇用率の引き上げ、令和2年に事業主に対する特例給付金制度の創設、そして、令和3年に法定雇用率のさらなる引き上げが予定されています。今後も、福祉施策と雇用施策の連携の強化は図られ、障がい者の自立・社会参加のためには、雇用・就業を重要な柱として、障がい者が能力を最大限に発揮し、適性に応じて働くことができる社会を目指す動きが推進して行きます。

このように、全国で障がい者等に対する関連施策の拡充が進められている中で「西原町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（ほのぼのプラン2021）（以下、「本計画」という。）」は、これまでの成果を引き継ぎ発展させるとともに、残された課題及び新たな課題の解決に向けて、障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、一体的に策定するものです。

(2) 計画の対象

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者・難病患者・その他の心身の機能に障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態の人とします。

（年齢・性別・国籍等は不問とします）

2 計画の法的根拠・期間

(1) 西原町障がい者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」です。

第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

(2) 第6期障がい福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」です。

第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(3) 第2期障がい児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」です。

第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(4) 計画の期間

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国が示す基本指針で3年を1期とすることが定められているため、本計画の期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とし、令和5年度に見直しを予定しますが、制度改正等により必要が有る場合は逐次行うものとします。

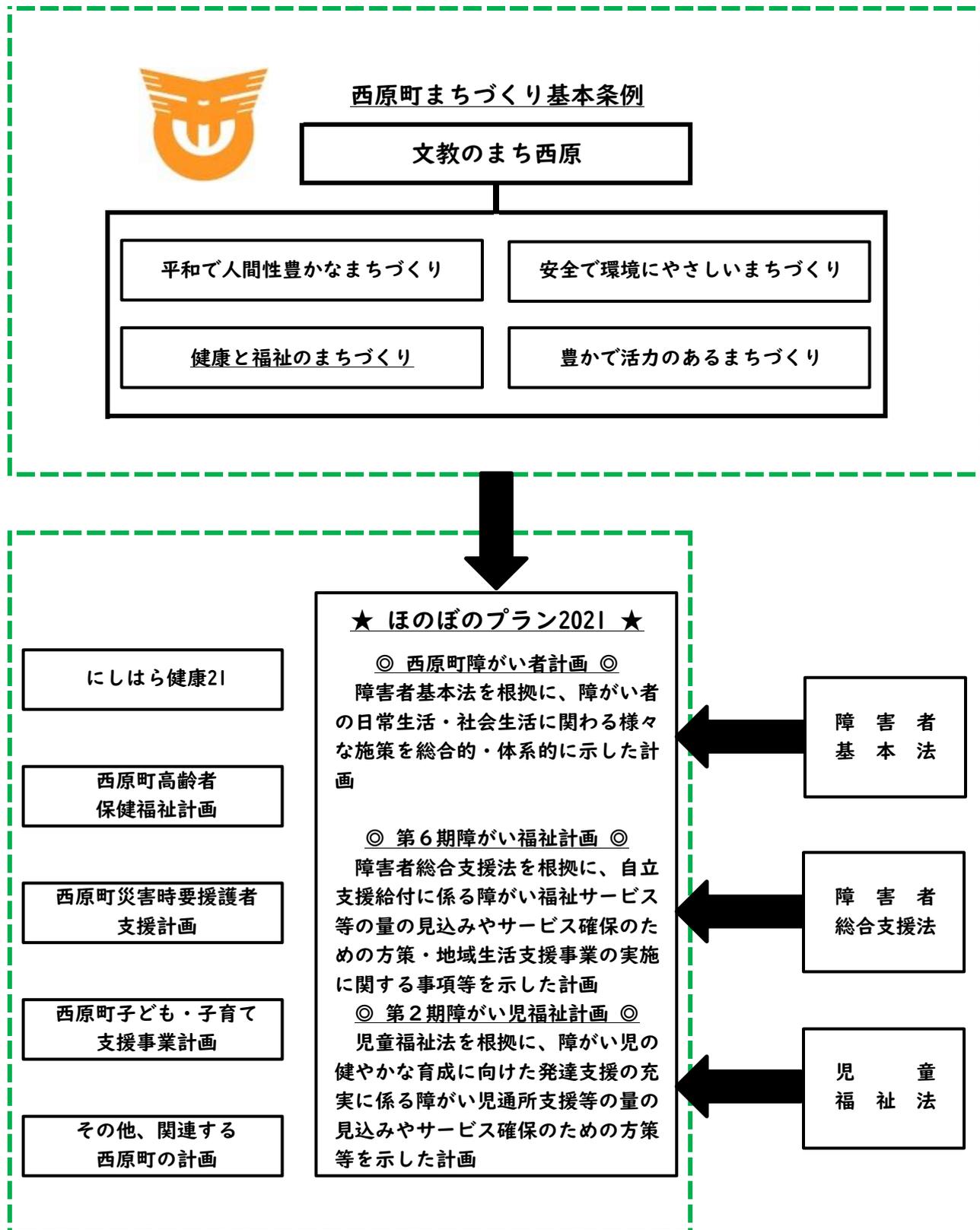
また、障害者計画についても、両計画との整合性を図る観点から同様とします。

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	西原町障がい者計画 第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画			西原町障がい者計画 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画			西原町障がい者計画 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画		
			◎ 見直し			◎ 見直し			◎ 見直し

3 計画の位置付け

本計画は「西原町まちづくり基本条例」に即する、分野別の個別計画として位置付けます。

また、本計画は「にしはら健康21」「西原町高齢者保健福祉計画」「西原町災害時要援護者支援計画」「西原町子ども・子育て支援事業計画」「その他、関連する西原町の計画」等、本町の他の関連分野の個別計画と整合性を図るものとしします。



4 「福祉に関するアンケート調査」の実施

(1) 目的

本計画を策定するにあたり、障がい児及び障がい者の実情・ニーズ等、必要な基礎資料を得ることを目的として「福祉に関するアンケート」を実施しました。
(アンケート項目は「ほのぼのプラン2018」を参照)

(2) 対象

令和2年8月14日(金)時点で西原町に住所を有し、居宅で生活している人を条件として、障がい児(18歳未満)と障がい者(18歳以上75歳未満)に分けて、実施しました。

① 障がい児

障害者手帳の交付を受けた児童及び障害者手帳の交付を受けてはいないが、障がい児通所支援等のサービスを利用している児童の保護者。
(同一世帯に複数の障がい児がいる場合は、いずれか1人を対象としました)

② 障がい者

障害者手帳の交付を受けた者。

(3) 方法・期間

郵送により、調査票(アンケート)を配布・回収しました。

発送：令和2年10月5日(月)

期限：令和2年10月30日(金)

(新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑み、期限経過後でも、令和2年11月30日(月)までに届いた分(87件)は、本計画に反映しています)

(4) 配布・回収状況

本調査の合計回収率は 48.7% となりました。

- ・ほのぼのプラン2012策定時 45.4% (障がい児と障がい者を分けていません)
- ・ほのぼのプラン2015策定時 49.2% (障がい児と障がい者を分けていません)
- ・ほのぼのプラン2018策定時 43.1%

(単位：件・%)

対 象	配布件数	回収件数	回 収 率
障がい者	1,203	586	48.7%
身体障がい者	609	329	54.0%
知的障がい者	179	74	41.3%
精神障がい者	415	169	40.7%
不 明	0	14	#DIV/0!
障がい児	192	94	49.0%
合 計	1,395	680	48.7%

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障がいを持つことは誰にでも起こりうることであり、その観点から、全ての町民が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らしていくためには、障がいのある人の生活課題を、自らの課題「我が事」としてとらえることが大切です。

また、障がいのある人の生活にかかる、あらゆる社会的不利益・不平等の解消に向けた取り組みを地域全体「丸ごと」で推進することが重要です。

西原町は、障がいのある人が全てのライフステージを通し、自分の人生を自らが選択・決定し、その人らしく自立した日常生活及び社会生活上の様々な分野の活動に参加できる機会を確保するものとします。

「ほのぼのプラン」は、障がいの有無にかかわらず、みんながお互いに声を掛け合い、共に暮らせる笑顔あふれる地域づくりを目指すものとします。

障がい者の自立を支える

笑顔あふれるまち・西原町



2 基本目標

「障がい者の自立を支える笑顔あふれるまち・西原町」の基本理念の実現に向け、次の6項目を基本目標に設定します。

◎ 共生のまちづくりの推進

障がい及び障がい者等に関する啓発活動を強化し、あらゆる差別の解消と権利の擁護に取り組み、地域で支える連携体制の構築を推進します。

障がい者等も地域の一員として共に暮らしていけるよう目指します。

◎ 保健・医療の充実

乳幼児の障がいや発達の遅れ等を乳幼児健診等で、成人の障がい要因となる疾病や異常等を特定健診等で、早期発見できるように受診率向上に取り組みます。

障がい者等を早期に適切な支援へ繋げることができるよう支援します。

◎ 保育・教育の充実

保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校と関係機関等との連携を密にし、保育・教育的支援が適切に継続できるよう連携体制の強化に取り組みます。

障がい児の保育・教育向上を図ります。

◎ 自立生活支援の充実

障がい者等の発達及び自立した日常生活及び社会生活を支援するため、障がい福祉サービス等事業所の充実と地域生活支援事業等の展開を図ります。

行政と福祉資源による協働で、障がい者等の生活の質の向上に取り組みます。

◎ 社会参加・生きがい活動の支援

障がい者の就労支援を行うとともに、関係団体等への活動支援・施設整備を通し、障がい者等の自発的な活動を促進し、活躍の場を設定します。

障がい者等の幸福度向上に取り組みます。

◎ 安全・安心な地域づくりの推進

誰もが、身近な地域において安全・安心な生活が過ごせるよう、あらゆるリスクマネジメントを図ります。

障がい者等の生活の安全・安心を担保したセーフティネットを構築します。

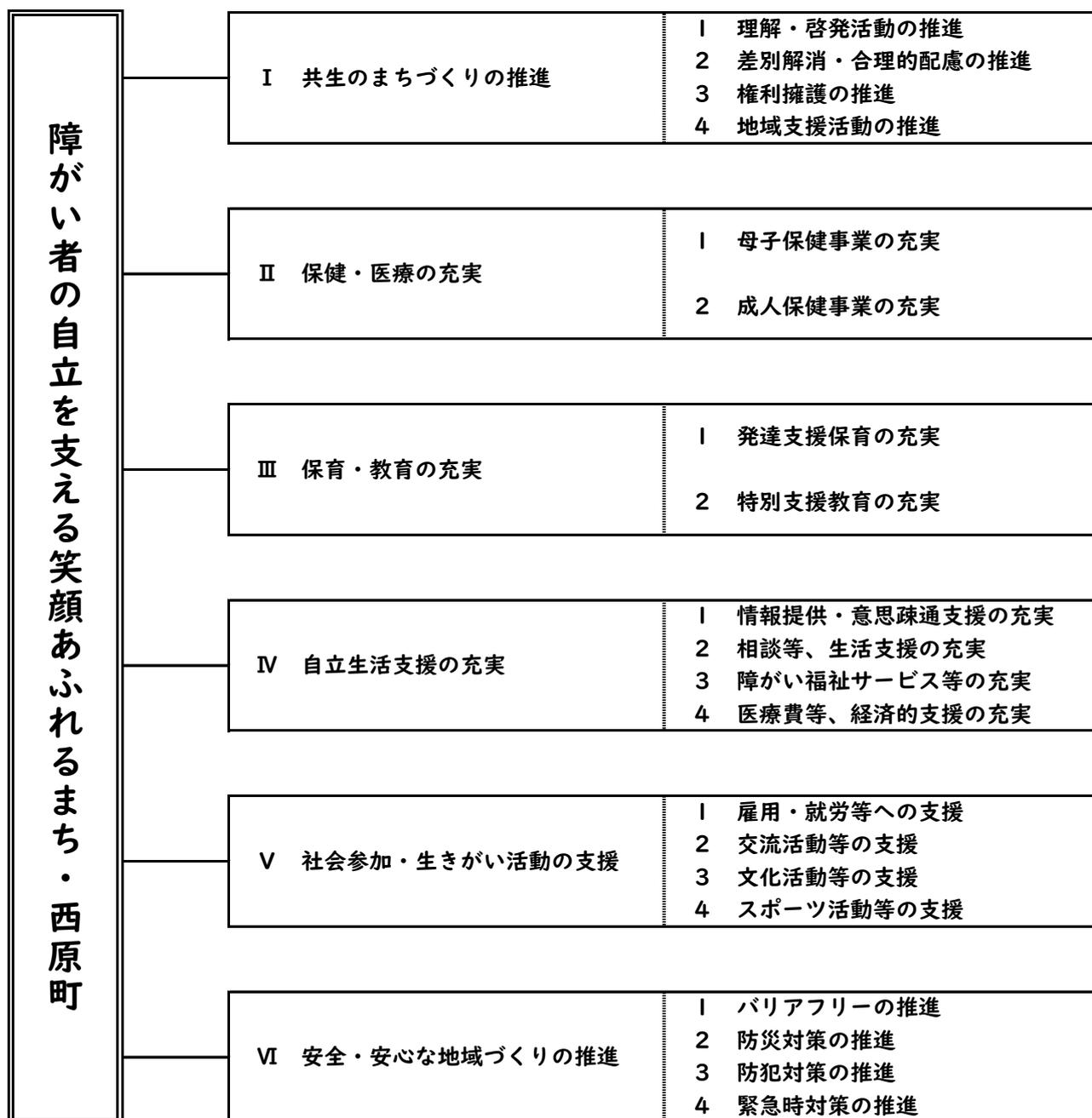
3 基本施策

基本目標の6項目の下に各々基本施策を設け、具体的な事務・事業を執行し、地域づくりを目指します。

- ◎ 理解・啓発活動の推進
障がいに関する正しい認識を、各種広報媒体及び行事の場等で普及します。
- ◎ 差別解消・合理的配慮の推進
障がいを要因とするあらゆる差別の解消と、合理的配慮に取り組みます。
- ◎ 権利擁護の推進
障がい者等の権利尊重を原則とし、司法職団体等との連携体制を構築します。
- ◎ 地域活動支援の推進
障がい者等も地域で暮らす一員であり、地域の協働活動を推進します。
- ◎ 母子保健事業の充実
母子の健やかな成長と子育ての負担軽減のために、親子（家庭）を支援します。
- ◎ 成人保健事業の充実
不摂生な生活習慣が障がいの要因にならないよう、対策に取り組みます。
- ◎ 発達支援保育の充実
児童館・保育所・保育園等で、子どもの発達に応じた支援保育を行います。
- ◎ 特別支援教育の充実
幼稚園・小学校・中学校等で、子どもの発達に応じた教育支援を行います。
- ◎ 情報提供・意思疎通支援の充実
障がいの有無にかかわらず、必要な情報が確実に届くよう取り組みます。
- ◎ 相談等、生活支援の充実
障がい者等が自立した日常生活を送れるように、各種事業を展開します。
- ◎ 障がい福祉サービス等の充実
障がい者等のニーズを的確に把握し、事業所の適正な確保に努めます。
- ◎ 医療費等、経済的支援の充実
対象となる全ての障がい者等の負担軽減のため、各種助成を実施します。
- ◎ 雇用・就労等への支援
障がい者等の工賃向上及び一般就労への支援を行います。
- ◎ 交流活動等の支援
町内外の障がい者等団体の活動を支援します。
- ◎ 文化活動等の支援
町内文化施設の整備及び文化活動の支援を推進し、活性化を図ります。
- ◎ スポーツ活動等の支援
町内体育施設の整備及びスポーツ活動の支援を推進し、活性化を図ります。
- ◎ バリアフリーの推進
障がい者等に配慮した環境整備を推進します。
- ◎ 防災対策の推進
台風・大雨・津波等の災害に備えて、平時から対策に取り組みます。
- ◎ 防犯対策の推進
障がい者等が犯罪の加害者にも被害者にもなることがないように、取り組みます。
- ◎ 緊急時対策の推進
緊急時に、迅速に対応できる支援体制を関係機関等と連携して構築します。

4 施策体系

本計画の計画期間である令和3年度から令和5年度までは、下記のとおりとし、基本理念の実現に向けて取り組めます。



第3章 計画の推進にあたって

1 行政による取り組み

本計画の施策は、福祉・保健・医療の分野に限らず、人権・教育・就労等の日常生活及び社会生活に関わる様々な分野に及ぶことから、町役場全ての部署に本計画を周知するとともに、障がい者等にやさしいまちづくりを推進します。

また、国・県・関係機関等と連携を強化し、障がい者等を支援します。

2 地域及び関係機関等との連携

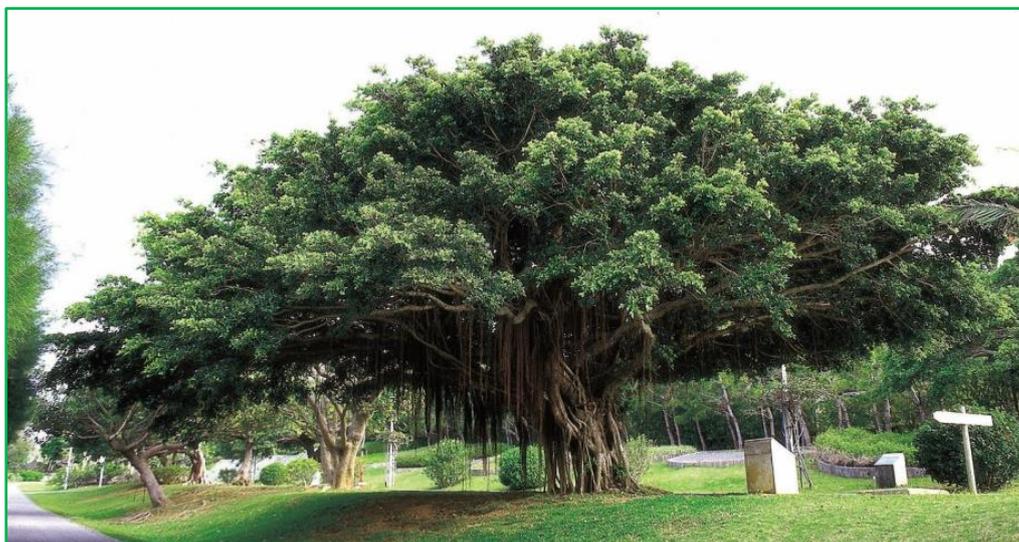
本計画の実現のためには行政のみならず、町民一人一人の意識改革と実践行動が求められるため、町広報誌・町ホームページ（以下「町HP」という。）・各種行事等を活用して全町民（団体）に広く周知し、障がい福祉への参画を促進します。

地域の自発的な協働活動を推進し、障がい者等の暮らしの向上を図ります。

3 人材確保の推進

本計画では、障がい者等が日常生活及び社会生活を送るためには、障がい福祉の専門職・サービス事業所・その他の関係機関等の支援が必要不可欠なため、人材の養成・確保に努めます。

同時に、教育現場において、障がい福祉の理解・啓発に取り組みます。



町木 ガジマル

4 計画の実行・評価・改善

本計画の推進にあたっては、取り組みの進捗管理が重要であり、障害者総合支援法及び児童福祉法にも明記されているところです。

本町は「PDCAサイクル」を導入し、少なくとも1年に1回は進捗状況を点検・評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

そのために「町地域自立支援推進協議会」で点検・評価の報告を行い、協議会の意見等を得て、計画を推進します。

(障害者基本法)

評価に関する規定はありませんが、障がい者計画及び障がい児福祉計画と整合性を図る観点から同様とします。

(障害者総合支援法)

第88条の2

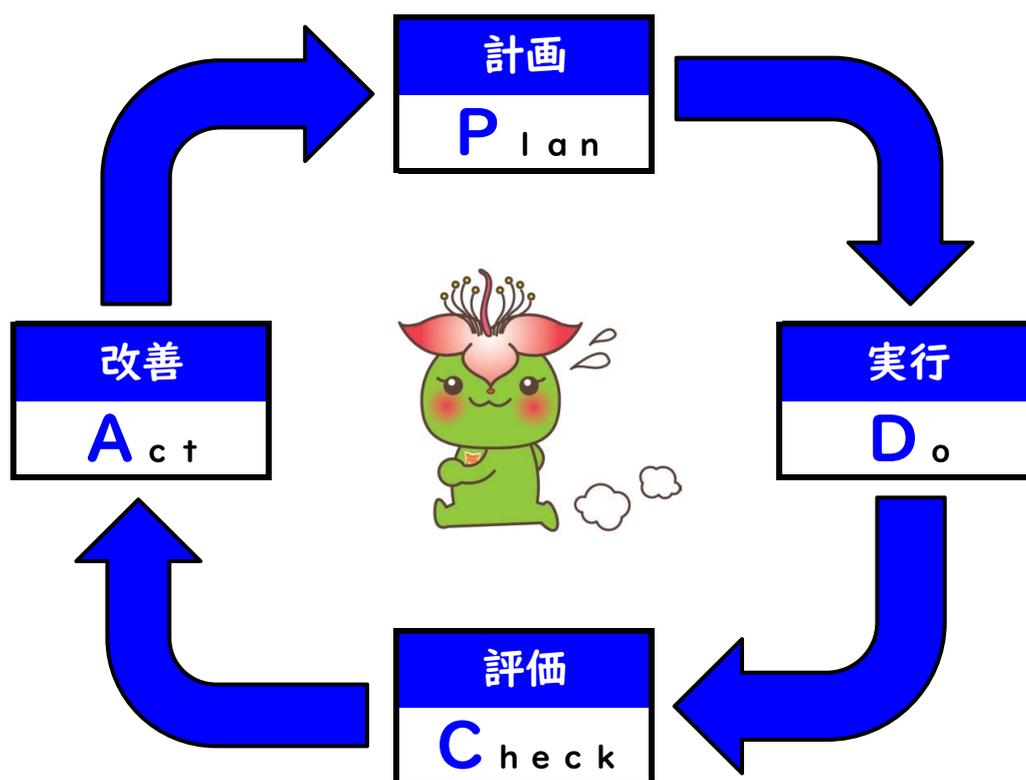
市町村は、定期的に、前条第2項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第3項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他必要な措置を講ずるものとする。

(児童福祉法)

第33条の21

市町村は、定期的に、前条第2項各号に掲げる事項（市町村障害児福祉計画に同条第3項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他必要な措置を講ずるものとする。

◎ PDCAサイクルのプロセスのイメージ



※ 計画（P l a n）

本計画の基本目標及び基本施策・障がい福祉サービス等の見込量・確保方策等を定めます。

※ 実行（D o）

本計画の内容を踏まえ、障がい福祉サービス等事業所の確保や連携体制の構築、各種事業を展開します。

※ 評価（C h e c k）

少なくとも1年に1回は計画を点検・評価し、町地域自立支援推進協議会の意見等を聞きます。

※ 改善（A c t）

点検・評価や町地域自立支援推進協議会の意見等を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の見直し等を実施します。

委員会等の名称	西原町地域自立支援推進協議会
任 期	令和2年10月13日～令和5年3月31日

事務局：健康支援課

(委員名簿)

令和2年10月13日時点

No	氏名	所属団体名・役職名等	備考
1	渡久山 勇	西原町身体障害者協会 会長	
2	大 城 進 睦	西原町行政区自治会長会 内間自治会長	
3	與那城 一 美	西原町民生委員・児童委員協議会 障がい者（児）部会長	
4	前 田 光 智	西原町社会福祉協議会 事務局長	会 長
5	溝 口 哲 哉	おきなわ障がい者相談支援ネットワーク 理事長	
6	城 間 直 也	沖縄県精神保健福祉士協会 事務局長	
7	豊 里 輝 代	西原町教育委員会 西原南小学校長	
8	小橋川 健 次	西原町役場 福祉部長	副会長
9	仲 本 修	西原町しょうがい児者父母の会 会長	



令和2年10月13日（火） 町役場 町地域自立支援推進協議会

西原町障がい者計画



第1章 共生のまちづくりの推進

1 理解・啓発活動の推進

(1) 現状・課題

障がい者等は増加傾向にありますが、町民への啓発活動が不十分です。

- ▼ 町広報誌「広報にしはら」（令和元年度末の発行部数：13,950部）で広報啓発を行っていますが、誌面に制限が有るため、要約された情報になっています。
- ▼ 町ホームページで障がい福祉制度を掲載していますが、必要な人に必要な情報が届くよう、ツールの拡充が必要です。
- ▼ 町役場担当課で、外見では分からない障がい（内部障がい等）を持っている人のために「ヘルプマーク」を配布していますが、令和元年度配布部数は34部です。
- ▼ 町役場庁舎内に啓発期間（障害者週間等）には啓発用ポスターを掲示していますが、割り当てられるポスター部数が少ないため、普及啓発としては不十分です。
- ▼ 就労部会が他の行事等と連携して、事業所の活動状況等展示会及び販売会「美らまちパヴィリオン」を開催していますが、令和元年度以降は1回のみです。



配慮を必要としている方のための

「ヘルプマーク」

の普及に取り組んでいます。

① 障害者手帳の所持者

障害者手帳の所持者は、各種とも増加傾向にあります。

各年度の構成比に大きな変化はありませんが、平成29年度との増減数を見ると、身体障害者手帳の所持者が48人増加、増減者全体の過半数となっており、療育手帳の所持者は24人増加で、27.0%を占めています。

(単位：人・%)

実人数		平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
身体障害者 手帳	人数	1,199	1,236	1,247	48
	構成比	56.0%	56.2%	55.9%	53.9%
療育 手帳	人数	460	470	484	24
	構成比	21.5%	21.4%	21.7%	27.0%
精神障害者 保健福祉手帳	人数	481	492	498	17
	構成比	22.5%	22.4%	22.3%	19.1%
合 計	人数	2,140	2,198	2,229	89
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：健康支援課（各年度10月末日時点）

② 身体障害者手帳の所持者

身体障がいの程度（数値が小さいほど重度）別で見ると、過去3年間では、いずれの年度も1級（重度）が多い状況です。

（単位：人）

実人数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
1 級	403	411	422	19
2 級	198	208	205	7
3 級	227	232	228	1
4 級	243	252	257	14
5 級	53	56	54	1
6 級	75	77	81	6
合 計	1,199	1,236	1,247	48

資料：健康支援課（各年度10月末日時点）「身体障害者数」

③ 療育手帳の所持者

知的障がいの程度別で見ると、過去3年間では、いずれの年度もB2（軽度）が多く、A1（最重度）が少ない状況です。

（単位：人）

実人数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
A 1（最重度）	47	51	53	6
A 2（重 度）	124	126	128	4
B 1（中 度）	125	123	131	6
B 2（軽 度）	164	170	172	8
合 計	460	470	484	24

資料：健康支援課（各年度10月末日時点）「療育手帳交付台帳搭載数集計」

④ 精神障害者保健福祉手帳の所持者

精神障がいの程度（数値が小さいほど重度）別で見ると、1級と3級は3年間で増減が有り、結果として増減数は0人となっています。

（単位：人）

実人数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
1 級	115	111	115	0
2 級	282	290	299	17
3 級	84	91	84	0
合 計	481	492	498	17

資料：健康支援課（各年度10月末日時点）

⑤ 身体障がいの内訳

各年度ともに「肢体不自由（上肢・下肢・体幹）」が1番多い状況ですが、増減数では「聴覚障がい・平衡機能障がい」の増加が顕著となっています。

(単位：人・%)

実人数		平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
視覚障がい	人数	59	62	60	1
	構成比	4.9%	5.0%	4.8%	2.1%
聴覚障がい・ 平衡機能障がい	人数	118	133	141	23
	構成比	9.8%	10.8%	11.3%	47.9%
音声・言語 そしゃく機能障がい	人数	10	12	12	2
	構成比	0.8%	1.0%	1.0%	4.2%
肢体不自由 (上肢・下肢・体幹)	人数	522	532	543	21
	構成比	43.5%	43.0%	43.5%	43.8%
内部機能障がい	人数	490	497	491	1
	構成比	40.9%	40.2%	39.4%	2.1%
合 計	人数	1,199	1,236	1,247	48
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：健康支援課（各年度10月末日時点）

⑥ 内部機能障がいの内訳

平成29年度と比較すると、全ての障がいで▲1～1人の増減となっており、合計で1人の増加になっています。

(単位：人・%)

実人数		平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
心臓 機能障がい	人数	355	364	355	0
	構成比	72.4%	73.2%	72.3%	0.0%
腎臓 機能障がい	人数	94	93	94	0
	構成比	19.2%	18.7%	19.1%	0.0%
肝臓 機能障がい	人数	1	1	1	0
	構成比	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%
呼吸器 機能障がい	人数	8	9	9	1
	構成比	1.6%	1.8%	1.8%	100.0%
小腸 機能障がい	人数	2	2	2	0
	構成比	0.4%	0.4%	0.4%	0.0%
膀胱・直腸 機能障がい	人数	25	23	24	▲1
	構成比	5.1%	4.6%	4.9%	-100.0%
免疫 機能障がい	人数	5	5	6	1
	構成比	1.0%	1.0%	1.2%	100.0%
合 計	人数	490	497	491	1
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：健康支援課（各年度10月末日時点）

⑦ 理解促進研修・啓発事業

平成29年度から令和元年度までの期間における実績はありません。



令和元年8月30日（金） 中央公民館 美らまちパヴィリオン

(2) 施策の推進

障がいに関する正しい認識を、各種広報媒体及び行事の場等で普及します。

- ◎ 自治会を經由して全世帯に配付され、町民の目に入る町広報誌を活用して、地域共生社会の実現を図ります。
- ◎ 障がいの有無にかかわらず、ウェブ・アクセシビリティに配慮した情報提供を目指します。
- ◎ 障がい福祉制度に関する情報を分かりやすくまとめたパンフレットや障がい福祉サービス等事業所リストの作成に取り組みます。
- ◎ 国立障害者リハビリテーションセンターが、外国人保護者向けに作成した発達障がいに関するパンフレット（令和2年9月時点：13言語版）の周知を図ります。
- ◎ 4月の発達障害啓発週間・12月の障害者週間等の啓発期間に、様々な広報媒体を活用して普及啓発に取り組みます。
- ◎ 9月の自殺予防週間に合わせて「うつ」「自殺予防」に関連したパネル展を行い相談先である「いのちの電話」等について周知・啓発を行います。
- ◎ 障がい福祉の普及啓発となる各種団体の事業等を支援し、町民への理解促進を図ります。
- ◎ 町社会福祉協議会が主催する「ちょっと福祉出前講座」を介して「教育と福祉」の連携を図り、子ども達への理解啓発を推進します。
- ◎ 障がいのある人との交流の機会を確保するため、就労部会が主催する「美らまちパヴィリオン」の開催回数を増やします。

※ ちょっと福祉出前講座

障がいをもつ人の講話・疑似体験を通して、障がい者と福祉の現状を知り、自ら進んで問題意識を持つ機会とする小学生等を対象にした講座。

2 差別解消・合理的配慮の推進

(1) 現状・課題

障がい者等の高齢化は進んでおり、合理的配慮への取り組みの推進が必要です。

- ▼ 本町役場職員は、障がい者等への適切な対応が必要となっておりますが「職員対応要領」が未作成であるため、作成への取り組みが必要です。
- ▼ 選挙時は、代理投票・郵便投票の対応を行い、投票所では、段差解消の処置及び案内人等を配置し、障がい者の参政権を保障しています。
- ▼ 65歳年齢到達者は介護保険優先が原則ですが、障がい者1人1人の状態を勘案し本人に適切なサービスを提供できるよう、支給決定を行っています。

① 障がい者の年齢

身体障がい者は、65歳以上の高齢層が増加傾向にあり、65歳未満の年齢層は平成29年度と比較すると減少となっています。

知的障がい者は、18歳以上が増加傾向にありますが、18歳未満は3年間で増減があり、傾向が把握し難い状況です。

精神障がい者は、65歳以上の方も、18歳未満の方も増加傾向にあり、合計で17人の増加となっています。

合計で見ると、全ての年齢層で増加、特に65歳以上が大幅に増えており、本町は3年間で89人の増加となっています。

(単位：人)

年齢	平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
身体障がい者	1,199	1,236	1,247	48
65歳以上	754	790	808	54
18歳以上65歳未満	408	412	404	▲ 4
18歳未満	37	34	35	▲ 2
知的障がい者	460	470	484	24
65歳以上	47	53	56	9
18歳以上65歳未満	297	310	317	20
18歳未満	116	107	111	▲ 5
精神障がい者	481	492	498	17
65歳以上	66	71	75	9
18歳以上65歳未満	404	405	404	0
18歳未満	11	16	19	8
合計	2,140	2,198	2,229	89
65歳以上	867	914	939	72
18歳以上65歳未満	1,109	1,127	1,125	16
18歳未満	164	157	165	1

資料：健康支援課（各年度10月末日時点）

② 障がい福祉サービス等支給決定者のケアプラン利用者

障がい福祉サービス等を利用するに当たり、ケアプランを利用している人は、増加傾向にあります。

(単位：人)

ケアプラン利用者	平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
実利用人数	3	6	7	4

資料：健康支援課（各年度3月末日時点）「障害福祉サービス対象者名簿」

(2) 施策の推進

障がいを要因とするあらゆる差別の解消と、合理的配慮に取り組みます。

- ◎ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の理解啓発に取り組み、障がい者等が直面する社会的障壁及びあらゆる差別の除去を図り、合理的配慮の推進から、全町民が暮らしやすい「地域共生社会」の実現を目指します。
- ◎ 町役場職員が率先して障がい者等への適切な対応を図ることができるよう「対応要領」を作成し、研修等の実施に取り組みます。
- ◎ 障がいのみならず、性別・年齢・国籍等による複合的困難を抱えている人のために、相談体制を整備し、地域協議会の設置を検討します。
- ◎ 選挙時の点字投票への配慮に取り組み、障がいの有無に関わらず、全ての町民の参政権の保障を目指します。
- ◎ 65歳年齢到達ということで区切るのではなく、一人一人の状態を勘案した適切なサービス提供体制の構築を推進します。

※ 社会的障壁

障がい者等を暮し難い、生き難い原因となる社会に在るもの全てを指します。
例えば、ことがら（早口で分かりにくい）・物（段差）・制度（納得していないのに入院させられる）・習慣（障がいのある人が子ども扱いされる）等が挙げられます。

※ 合理的配慮

障がいのある人が、日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のことです。
筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー等、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいいます。

※ 障害者差別解消法

障がいのある人への「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮」の提供を求め「共生社会」の実現を目指しています。

3 権利擁護の推進

(1) 現状・課題

障がい者等の権利を守るための制度の活用が、十分な状況ではありません。

- ▼ 判断能力が不十分な方等を対象として日常的金銭管理等を援助する「日常生活自立支援事業」から、障がい福祉等のサービスや施設への入所に関する支援を行う「成年後見制度」への円滑な移行のため、町社会福祉協議会との連携体制強化が必要です。
- ▼ 成年後見制度の利用促進を図るため、基本計画の策定及び中核機関の体制づくり等に取り組む「司法と福祉の連携」が求められています。
- ▼ 町役場担当課内に「町障がい者虐待防止センター」を設置していますが、緊急一時保護の避難先の迅速な確保が課題となっています。

① 日常生活自立支援事業

平成30年度までは浦添市社会福祉協議会が、令和元年度からは町社会福祉協議会が担っています。

平成30年度と令和元年度を比較すると、精神障がい者の増減はありませんが、知的障がい者は2倍になっており、合計人数も2倍に増加しています。

(単位：人)

事業の実利用人数		平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
実利用人数	知的	2	2	4	2
	精神	2	2	2	0
	その他	1	0	2	1
合計		5	4	8	3

資料：浦添市社会福祉協議会・西原町社会福祉協議会（各年度3月末日時点）「利用者実績一覧表」

② 成年後見制度利用支援事業

本事業は、申請受付の後に行う親族調査及び那覇家庭裁判所への手続（成年後見人の選定）等で時間が必要となっています。

過去3年間の利用実績はありませんが、令和元年度の受付案件から令和2年度に実績が出るが見込まれています。

(単位：人)

事業の実利用人数		平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
実利用人数		0	0	0	0

資料：健康支援課

③ 成年後見制度法人後見支援事業

平成29年度から令和元年度までの期間における実績はありません。

④ 成年後見制度

成年後見制度には、後見人を、家庭裁判所が選ぶ法定後見制度と、当事者が選ぶ任意後見制度があります。

那覇家庭裁判所からの提供資料によると、令和元年9月時点では、法定後見制度の利用者は50人、任意後見制度の利用者は0人となっています。

(単位：人)

制度の実利用人数		平成30年 4月時点	平成30年 11月時点	令和元年 9月時点	29→元 増減数
実利用人数	法定	52	54	50	▲2
	任意	0	0	0	0

資料：那覇家庭裁判所「那覇家庭裁判所における成年後見制度利用者の住所地」

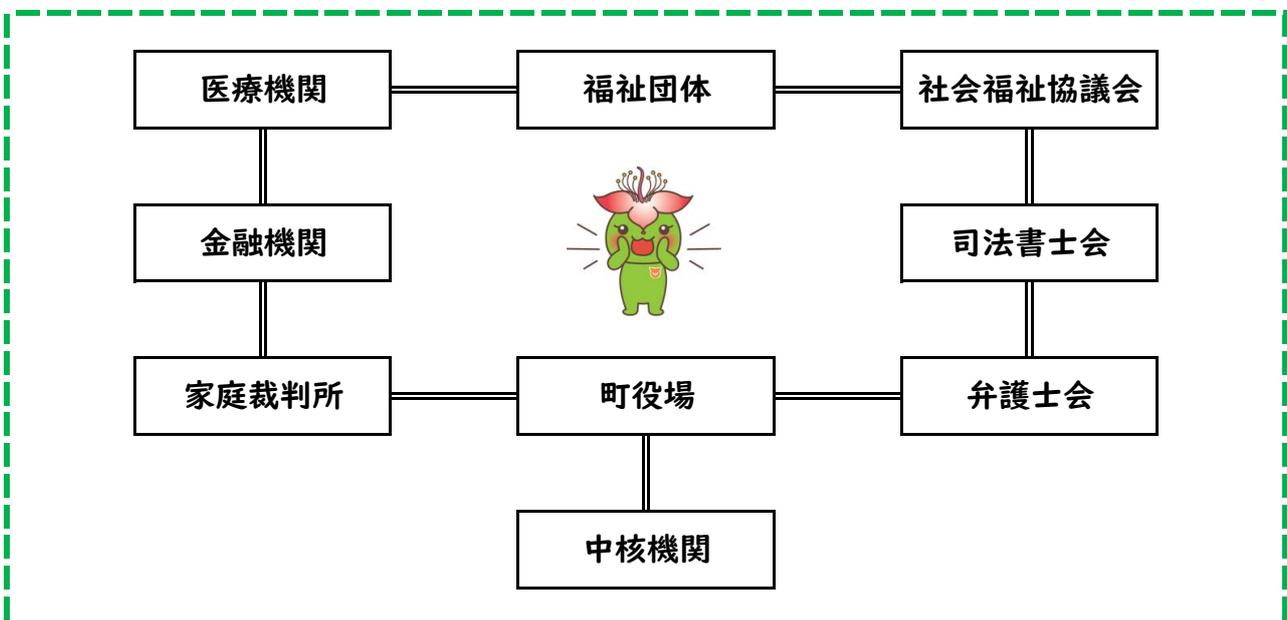
(2) 施策の推進

障がい者等の権利尊重を原則とし、司法職団体等との連携体制を構築します。

- ◎ 障がい者等の権利擁護のため、町社会福祉協議会等と連携を強化し、適切な制度利用を支援します。
- ◎ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）に基づき、制度の広報・啓発及び相談窓口の設置に取り組み「中核機関」の整備と地域連携ネットワークの構築を推進し、後見人及び受任者の調整、障がい者等の意思決定支援・身上保護を重視した支援体制構築を図ります。
- ◎ 虐待案件が発生した際は、障がい者等の安全・安心を最優先にした迅速かつ確実な避難先の確保に努めます。

◎ 町地域連携ネットワークのイメージ

権利擁護支援が必要な人のために、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制を構築します。



4 地域活動支援の推進

(1) 現状・課題

障がい者等を支援するため、地域全体での取り組みが必要です。

- ▼ 「ひきこもり8050問題」等のように、障がいに関する課題は社会情勢とともに変化して来ており、地域の包括的な支援体制づくりが求められています。
- ▼ 障がい者等の高齢化・重度化・「親亡き後」を見据えた、地域全体で支える「町地域生活支援拠点」の整備のため、町内外の社会的資源の連携が必要です。
- ▼ ハートビル法の認定建築物である町内大型ショッピングセンター「サンエー西原シティ」では「こころの日（主催：日本精神科看護協会県支部）」等の様々な催事の会場として活用されており、また、町内コンビニエンスストア等のコミュニティボードは、障がい福祉サービス等事業所の広告掲示等で利用されています。

① 町地域生活支援拠点等の整備

地域における生活の安心感を担保する機能を備え、障がい者等の地域での生活を支援する「町地域生活支援拠点等」の整備に取り組みます。

拠点には、次の5つの機能全てを備えることが求められています。

- | | |
|------------|---------------|
| 1 相談 | 2 緊急時の受け入れ・対応 |
| 3 体験の機会・場 | 4 専門的人材の確保・養成 |
| 5 地域の体制づくり | |

本町は、令和2年2月21日（金）開催の町地域自立支援推進協議会において、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」の手法を取り、上記5機能の内、1・2・5を優先整備することとしましたが、新型コロナウイルス感染拡大状況により整備の取り組みに遅れが生じています。



令和2年2月21日（金） 町役場 町地域自立支援推進協議会

※ ハートビル法

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の通称で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー新法）の施行に伴い、2006年に廃止されました。

② 自発的活動支援事業

平成29年度から令和元年度までの期間における実績はありません。

(2) 施策の推進

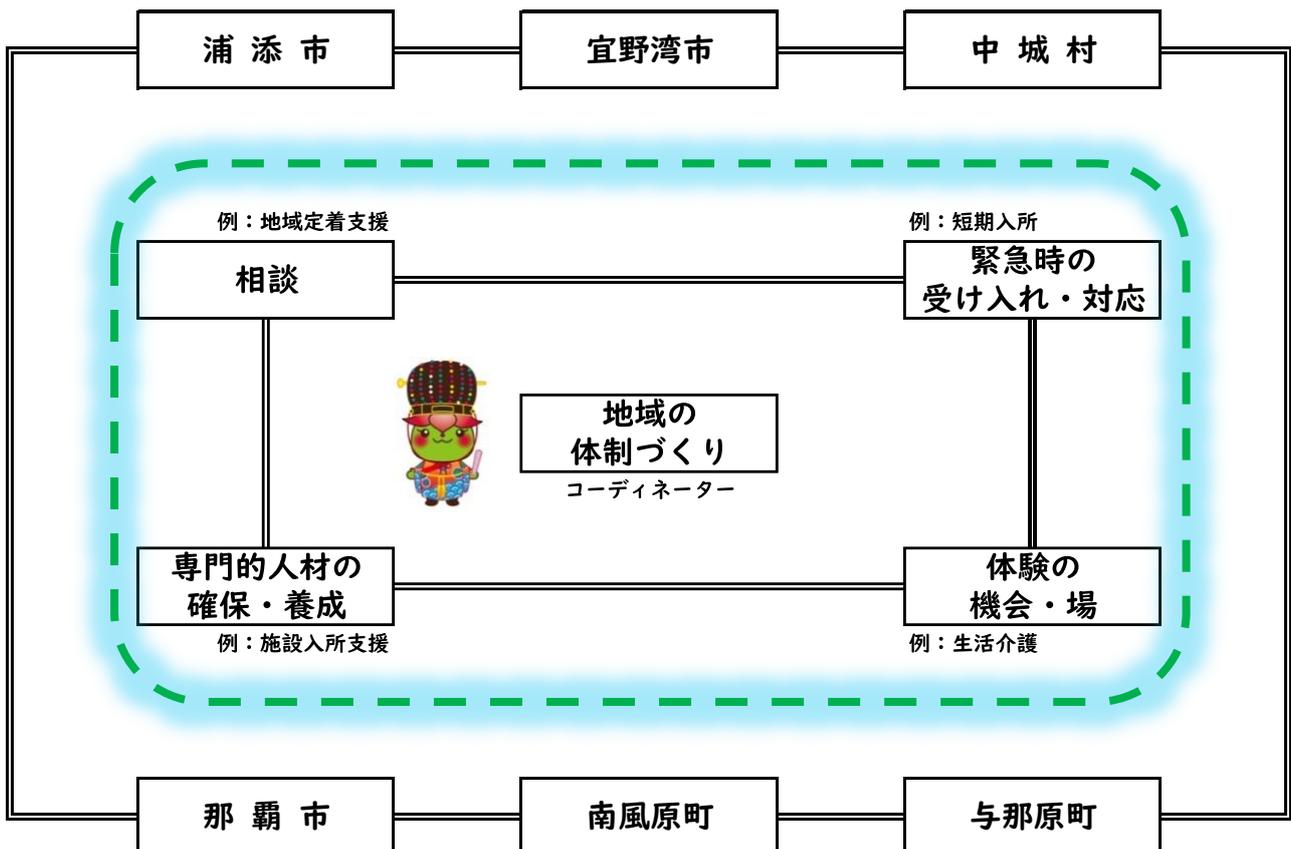
障がい者等も地域で暮らす一員であり、地域の協働活動を推進します。

- ◎ ひきこもりに関する支援のため、相談窓口を明確化し、町民に広く周知を図るとともに「町プラットフォーム」体制を整備し、対応に取り組みます。
- ◎ 町内外の障がい福祉サービス等事業所のサービス提供状況及び社会的資源を把握し、町地域生活支援拠点等の整備を推進します。
- ◎ 民官問わず、障がい者等にやさしいまちづくりへの取り組みを積極的に推進し、機運醸成を高めます。

◎ 町地域生活支援拠点等のイメージ

下図では本町の隣接市町村のみを記載していますが、障がい福祉サービス等事業所をはじめとする社会的資源の有無によって、他市町村所在事業所にも協力を依頼します。

障がい者等が身近な地域で暮らせるよう、協力体制を構築します。



第2章 保健・医療の充実

Ⅰ 母子保健事業の充実

(1) 現状・課題

親子療育事業の実施にあたっては、イメージの改善等が必要です。

- ▼ 安全・安心な出産が迎えられるように、妊婦に対して親子手帳交付時に専門職による全数面談を行うとともに、妊婦健康診査の結果に基づき必要な相談指導を行うなど、母体の健康管理に努めています。
- ▼ 乳幼児健康診査では、疾病や発育・発達のみから健康状態を把握して育児を支援し、要精密検査の子に対しては早期の治療・療育に繋ぎ、心身の障がいの未然防止や軽減に努めています。
乳幼児健康診査で把握された発達等が気になる子に対しては、健診会場に設けた相談ブースで、臨床心理士による保護者への心理相談を行うとともに、保護者からの相談に応じて必要なサービスや医療に繋ぐなどの支援に努めています。
- ▼ 発達等が気になる子には、健診後の事後教室としての集団生活を通して保護者が子どもへの理解を深め生活や保育について学び、育児不安軽減を図るために、親子療育事業（親子ひろば「えくぼ」）を町保健センターで実施しています。
発達の経過観察の場として「えくぼ」を月2回実施していますが、障がいをイメージする保護者が多く、障がいを容認していない保護者にとっては抵抗感があり、利用に繋がらない場合があるため、事業案内時の声掛けには配慮を要しています。
「えくぼ」を、一緒に子どもの様子を見る場としての認識を広めて、気軽に利用できるようイメージを明るくするとともに、保育園との連携を図り、発達支援についての情報共有を強化する必要があります。

① 健康診査の受診状況

1歳6ヶ月半児健康診査の受診率は、増加傾向にあります。
乳児一般健康診査の受診率は、右肩下がり推移しています。

(単位：%)

受診率	平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
3歳児健康診査	91.6	92.5	89.2	▲ 2.4
1歳6ヶ月半児健康診査	91.7	92.2	94.6	2.9
乳児一般健康診査	91.3	90.1	89.2	▲ 2.1

資料：健康支援課

(2) 施策の推進

母子の健やかな成長と子育ての負担軽減のために、親子（家庭）を支援します。

- ◎ 親子健康手帳交付時や妊婦健康診査の結果に基づき、妊婦への健康管理に必要な保健指導や情報提供等のほか、妊婦からの相談に対して、必要な助言・指導を行うなど、安全・安心な出産となるよう今後も母体の健康管理の充実に取り組みます。
- ◎ 乳幼児健康診査では、今後も乳幼児の疾病や発育・発達の異常を早期に発見するとともに臨床心理士による保護者の心理相談を行うほか、治療・療育について関係機関と連携し、保護者からの相談に応じた適切なサービスの利用等に繋がります。
- ◎ 親子療育事業（親子ひろば「えくぼ」）では、保護者が子どもへの理解を深め、育児不安の軽減を図るとともに、集団生活を通じて子どもの心身の健やかな発達を支援します。

また、親子で気軽に参加できるよう、今後も事業参加への抵抗感を軽減するために事業案内時や広報等により、明るいイメージの定着に取り組みます。

- ◎ 子育ての困難感を軽減するため、ペアレントプログラム等の活用も含めて、適切な対処方法で個別に対応していきます。
感染症に対応したプログラム等を展開します。



2 成人保健事業の充実

(1) 現状・課題

特定健康診査に取り組んでいますが、受診率は低下しています。

- ▼ 生活習慣病に着目した特定健康診査については、受診率向上や受診中断者の防止対策として、個別電話や戸別訪問による受診勧奨、チラシ配布、個人内科医への通院者受診協力依頼等を行っています。
令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として、戸別訪問ではなくショートメッセージを用いた受診勧奨を実施しました。
- ▼ 特定健康診査の結果では、肥満による影響で血糖値や血圧に異常がある者が多く糖尿病性腎症重症化予防をはじめとする生活習慣病対策が急務であり、また、これまでと同様に、引き続き受診勧奨の強化を図る必要があります。
- ▼ 特定健康診査の実施等を通して生活習慣病の予防に注力していますが、依然として、高血圧・高血糖等の生活習慣病を要因とする「心臓機能障がい」「腎臓機能障がい」等の内部機能障がい者が増え続けています。
- ▼ 国保加入者の特定健診については、町内32行政区を3グループに分けて、受診率UPを目的に競争を促し、受診率の総合結果が優秀な行政区に対して、報奨を授与する取り組みを開始しました。

① 特定健康診査の受診状況

各年度1%ずつ減少しています。

今後も、国の目標（60%）達成に向けて、取り組む必要があります。

(単位：%)

受診率	平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
特定健康診査	41.3	40.3	39.3	▲ 2.0

資料：健康支援課

② 行政区への取り組み

令和2年12月末日時点の中間成績は、下記のとおりです。

報奨を獲得できるのは、各グループの総合順位3位までです。

(令和2年12月末日時点)

総合 順位	Aグループ	Bグループ	Cグループ
1	小 那 覇	小 波 津	桃 原
2	幸 地	美 咲	幸地ハイツ
3	与 那 城	坂 田	掛 保 久
※	他の行政区については、担当課へお問い合わせ願います。		

資料：健康支援課

(2) 施策の推進

不摂生な生活習慣が障がいの要因にならないよう、対策に取り組みます。

- ◎ 特定健康診査の受診率向上を図るために、今後も戸別訪問・電話・チラシ・町内医療機関等と連携した受診勧奨に取り組みます。
- ◎ 令和2年度に用いたショートメッセージの効果検証を行った上で、より効果的な取り組みを図ります。
- ◎ 未受診者を中心とした受診勧奨等の強化を図るために、自治会や地域の団体等と連携し、健康づくり推進員の確保に取り組みます。
- ◎ 町全体の受診率の目標を達成するために、引き続き自治会単位の受診率の向上を図ることに力点を置き、受診率の低い自治会等を対象に、地域の団体等と連携して健康に関する説明会及び健康講座の開催・啓発用資料の配布・ポスターの展示等により、町民の健康への関心を高めるとともに、健診の必要性を啓発し、受診の機運を高めていきます。その際、自治会毎の受診状況や町の医療費・人工透析等、高額な医療費がかかる疾病並びに糖尿病・高血圧等循環器疾患等の実態とその要因及び疾病による生活の質の低下や家庭生活の課題等について示していきます。
特に、働き盛りの年代への働きかけを重視します。
- ◎ 生活習慣病の重症化を予防するため、適切な医療受診や生活改善等が必要な者について、継続してフォローしていけるよう対象者の情報管理の充実を図ります。
また、保健指導の効果を高めるために、今後も2次健診を実施し、結果に基づく保健指導を行います。



第3章 保育・教育の充実

Ⅰ 発達支援保育の充実

(1) 現状・課題

発達が気になる児童等の支援を行っていますが、人材確保等が課題です。

- ▼ 肢体不自由児・知的障がい児及び発達の遅れが心配される小学校就学前の児童を対象に、親子通園事業「あゆみ」を坂田児童館で実施しています。
親子通園事業では、親子で一緒に通い、保育所（園）や幼稚園における集団生活になじむよう、遊びを通した生活指導や基本的な生活習慣の定着を目指した指導等を行っています。
本事業の成果目標の1つである「親の不安軽減」は毎年達成していますが、新型コロナウイルス感染症に対応するためのプログラム等に課題が見られました。
- ▼ 発達ที่気になる児童及び心身に障がいのある児童を対象に、公立保育所及び認可保育所等で発達支援保育を実施しています。
加配の職員を配置し、1人で2～3人の子を担当しており、子どもの発達に対応した適切な配置に努めていますが、保育士が不足する中で、加配職員の確保と実施園の人的・財政的負担が課題となっています。
発達支援保育の実施園の一部では、保育士不足により加配の職員が配置できない状況があり、加配職員の要件を見直すなどの対応をしています。
- ▼ 保育への支援の充実を図るため、町役場こども課に臨床心理士を配置して、発達支援保育実施園等へ概ね2ヶ月に1回の巡回指導を行っています。
障がい「気になる」段階から支援を行うための体制整備を図りながら、保育所等訪問支援等との連携に取り組み、保育士・保護者へ発達障がい児等の福祉の向上を目的とした助言・指導等を行っています（巡回支援専門員整備事業）。

① 発達支援保育の実利用児童数

あゆみと認可保育所等は、各年度で増減があります。
公立保育所は、減少傾向にあります。

(単位：人)

実利用児童数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
あゆみ（坂田児童館）	8	11	10	2
公立保育所（坂田保育所）	8	7	6	▲ 2
認可保育園等	21	22	17	▲ 4
合計	37	40	33	▲ 4

資料：健康支援課（各年度3月末日時点）・こども課（各年度4月1日時点）「ゆいまーるにしはらわらびプラン2020」

② 発達支援保育等施設

発達支援保育を実施する認可保育所等は、令和元年度は6施設でしたが、令和2年度は8施設に増加しています。

(令和2年度)

名 称	所 在 地	電話番号
坂田児童館	西原町字翁長 665	098-944-6308
坂田保育所	西原町字翁長 665	098-945-5306
愛和保育園	西原町字小那覇 337-2	098-945-4418
こぼとゆがふ保育園	西原町字棚原 772-3	098-946-5817
さくらんぼ保育園	西原町字翁長 523-12	098-946-1340
さざなみ保育園	西原町字安室 196-1	098-945-1164
さわふじ保育園	西原町字小波津 586-8	098-946-2540
西原保育園	西原町字与那城 172	098-943-3727
こぼと保育園	西原町字棚原 772-1	098-945-6828
善隣幼稚園	西原町字幸地1027-1	098-944-5344

資料：こども課「町内施設一覧」

③ 巡回支援専門員整備事業

平成29年度との比較では実施箇所数・回数ともに増加傾向にあり、特に実施回数は100回以上の増加となっています。

(単位：箇所・回)

事業の実施状況	平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
実施箇所数	31	40	40	9
実施回数	75	195	196	121

資料：健康支援課

(2) 施策の推進

児童館・保育所・保育園等で、子どもの発達に応じた支援保育を行います。

- ◎ 親子通園事業では、障害のある子や成長発達が気になる子について、引き続き生活指導や基本的な生活習慣の定着を目指した指導等、健やかな育ちを支援します。
- ◎ 発達支援保育の実施園の人的・財政的負担が大きいため、実施園を増やして負担の平準化を図ります。
- ◎ 発達障がい児等の福祉の向上のため、発達支援保育実施園等への巡回指導の充実に図ります。

2 特別支援教育の充実

(1) 現状・課題

連携体制の構築等は進んでいますが、個人情報保護等の課題があります。

- ▼ 幼稚園における特別支援教育は、町立4幼稚園で実施しており、特別な支援を要する園児の人数に応じて支援員の加配を行っていますが、園児数が増加傾向にある中で保育士等の人材不足が顕著となり、資格要件を緩和しても、なお支援員の確保が恒常的な課題となっています。
- ▼ 専門家による巡回指導を実施しており、園児毎の特性に応じた支援方法の助言・支援方針の共有化等を図り、より良い支援環境の構築に努めています。
- ▼ 子どもの発達経過や専門機関の利用状況等を記録し、関係者の情報の共有が図られるよう「県発達障がい者支援センター がじゅま〜る」が作成した「サポートノート えいぶる」の利用者が少ないため、今後は活用を含めて、保幼連携に努める必要があります。
- ▼ 就学相談に関しては、学校・家庭からの調査票等や診断書、心理発達検査結果に加え、教育支援委員会専門委員による保護者・児童生徒との面談を実施して、保護者の意向や子どもの状態を聞き取り、観察の結果も踏まえた上で判定を行うとともに、最終的には判定結果に対する保護者の同意を求めています。
- ▼ 幼稚園及び小学校については、町保幼小連絡協議会において、支援を必要とする児童の課題等を情報共有し、連携強化に繋げることができました。
- ▼ 各小・中学校には、特別な支援を要する児童生徒の状況に応じた特別支援学級を設置するとともに特別支援教育支援員を配置しており、児童生徒の安全確保・学校生活を支援しています。
しかしながら、特別な支援を要する児童生徒が増加傾向にあり、今後は増加に応じた特別支援教育支援員数の配置が困難になることが予想されているため、確保に課題があります。
- ▼ 各小・中学校は校内特別支援教育委員会を設置し、障がい児の適正な学校生活・学習活動のための特別支援教育指導体制を構築し、全教員が情報を共有するとともに、具体的な対応や支援等について話し合っています。
- ▼ 教育上、特別の支援を要する児童や生徒の教育的支援の向上を図るため、各小・中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、個別の支援計画の策定等、1人1人の特性に応じたきめ細かい支援に努めています。
- ▼ 特別支援教育支援員研修会及び特別支援教育コーディネーター連絡協議会を開催し、特別支援教育に関する研究を行うほか、特別支援学級の子どもたちと運動家や宿泊学習等を行っています。
- ▼ 特別支援教育コーディネーター連絡協議会で、地域の高校及び特別支援学校との情報共有を図りましたが、進学した生徒への支援及び地域との交流については取り組みができていない状況です。
- ▼ 特別支援教育コーディネーター等、特別支援教育に関わる教諭に対して、専門家による相談や指導を、令和元年度までは県の巡回指導を活用して実施してきており令和2年度からは町独自で予定していましたが、開催に至っていません。
- ▼ 幼稚園から小・中学校まで、連続した一貫性のある支援・指導を行うためには、幼小中連携が重要となりますが、個人情報保護の観点から難しい面があります。
- ▼ 児童生徒に対して福祉教育の推進に取り組み、障がい福祉についての理解・認識を深めることができました。

① 特別支援教育の受入児童数

受入児童数は各区分で年々、右肩上がり増加しており、3年間の合計で57人が増加しています。

(単位：人)

受入児童数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元増減数
中学校	19	23	30	11
小学校	79	104	111	32
幼稚園	21	27	35	14
合計	119	154	176	57

資料：教育総務課（各年度5月末日時点）「学校基本調査」

② 特別支援学級の在籍児童数

町立小・中学校の特別支援学級の在籍児童数は、平成29年度までは「言語」「知的」の2種類で集計していましたが、平成30年度から6種類に細分化しています。

上記の集計方法変更が理由と推測されますが、小・中学校ともに「自閉・情緒」学級の増加が顕著になっています。

小学校では「知的」学級が大幅な減少になっています。

3年間の合計では、小学校・中学校ともに増加しています。

(単位：人)

在籍児童数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元増減数
中学校	19	23	30	11
言語	1	0	0	▲ 1
自閉・情緒	0	10	15	15
知的	18	13	15	▲ 3
肢体不自由	0	0	0	0
病弱	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
小学校	79	104	111	32
言語	4	4	5	1
自閉・情緒	0	62	69	69
知的	75	33	33	▲ 42
肢体不自由	0	2	1	1
病弱	0	3	3	3
その他	0	0	0	0
合計	98	127	141	43

資料：教育総務課（各年度5月末日時点）「学校基本調査」

③ 町立幼稚園・小学校・中学校一覧

町内には下記の他に、琉球大学教育学部附属小・中学校が在りますが、ここでは町立のみを表記しています。

(令和2年度)

名 称	所 在 地	電話番号
西原 中学校	西原町字翁長 238番地	098-945-5202
西原東中学校	西原町字小那覇 308番地の1	098-946-2626
坂田 小学校	西原町字翁長 627番地	098-945-5222
西原 小学校	西原町字与那城 353番地	098-945-2402
西原東小学校	西原町字嘉手苧 90番地	098-945-1384
西原南小学校	西原町字安室 123番地の2	098-945-5500
坂田 幼稚園	西原町字翁長 626番地の1	098-945-5300
西原 幼稚園	西原町字与那城 353番地	098-945-2568
西原東幼稚園	西原町字小橋川 125番地	098-945-1385
西原南幼稚園	西原町字安室 122番地の1	098-946-9779

資料：教育総務課（各年度5月末日時点）「町立小中学校・幼稚園一覧」

④ 特別支援学校の在籍児童数

小学部は、知的障がいの児童が、減少しています。

他の障がいの児童に、増減はありません。

中学部は、知的障がいの児童が、小学部とは逆で増加しています。

他の障がいの児童は、微増・微減、又は増減無しです。

視覚障がい・聴覚障がいについては、小学部・中学部ともに、過去3年間で該当する児童はいません。

(単位：人)

在籍児童数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
中学部	12	12	16	4
視覚障がい	0	0	0	0
聴覚障がい	0	0	0	0
知的障がい	7	9	11	4
肢体不自由	4	3	5	1
病弱者	1	0	0	▲1
その他	0	0	0	0
小学部	17	15	14	▲3
視覚障がい	0	0	0	0
聴覚障がい	0	0	0	0
知的障がい	12	10	9	▲3
肢体不自由	5	5	5	0
病弱者	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
合 計	29	27	30	1

資料：教育総務課（各年度5月末日時点）「校区別在学者一覧表」

⑤ 町内特別支援学校

町内に在る特別支援学校は、県立森川特別支援学校1校のみです。
令和2年度の生徒数は、小学部1人、中学部11人、高等部18人、合計30人です。

(令和2年度)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
森川特別支援学校	西原町字森川 151	098-945-3008

資料：沖縄県 教育庁 総務課「令和2年度学校一覧 特別支援学校」



(2) 施策の推進

幼稚園・小学校・中学校等で、子どもの発達に応じた教育支援を行います。

- ◎ 発達の気になる子やそのご家族等のために作成された「新サポートノート えいぶる」の活用を図り、関係者間の支援情報共有を推進します。
- ◎ 特別な支援を要する児童生徒が増加傾向にあることから、より良い就学判定方法を検討します。
- ◎ 特別な支援を要する児童生徒の支援のため、心理士を配置して、教育・指導等の向上に取り組みます。
- ◎ 特別支援教育支援員及び特別支援教育コーディネーターを適正配置し、児童生徒の支援に取り組みます。
- ◎ 障がい児の適正な学校生活・学習活動を支援するため、情報連携の場を強化し、よりきめ細かい個別対応を推進します。

第4章 自立生活支援の充実

I 情報提供・意思疎通支援の充実

(1) 現状・課題

障がいの種類に対応した各種事業を展開しています。

- ▼ 聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、町役場担当課に手話通訳者1人を配置しています（手話通訳者設置事業）。
- ▼ 聴覚障がい者等の外出の際等の支援を行うため、ニーズに応じて、手話通訳者・要約筆記者を派遣しています（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）。
- ▼ 手話通訳者等の対応が困難な場合（緊急時等）のために、県身体障害者福祉協会に手話通訳者の派遣を委託しています（緊急時手話通訳者派遣事業）。
- ▼ 手話奉仕員として派遣できる技術と知識を有する人材の養成を目的として、2年課程（1年目は基礎編・2年目は入門編）で、手話奉仕員養成講座を実施しており平成29年度までは町社会福祉協議会、平成30年度からは県聴覚障害者協会に委託し開催しています（手話奉仕員養成研修事業）。
- ▼ 視覚障がい者等の社会参加を促進するため、点字広報を県視覚障害者福祉協会に声の広報を町社会福祉協議会に委託しています（点字・声の広報事業）。

① 意思疎通支援事業

手話通訳者派遣事業は減少していますが、これは、派遣ではなく設置の手話通訳者が対応したことによるものです。

要約筆記者派遣事業は、依頼案件がありませんでした。

緊急時手話通訳者派遣事業の利用人数は、1～2人となっています。

(単位：人)

事業実績	平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
手話通訳者設置事業 設置人数	1	1	1	0
手話通訳者派遣事業 実利用人数	90	59	57	▲ 33
要約筆記者派遣事業 実利用人数	0	0	0	0
緊急時手話通訳者派遣事業 実利用人数	1	2	2	1

資料：健康支援課

② 手話奉仕員養成研修事業

令和元年度は、修了要件を満たさない受講生がいたため、減少しています。
令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止としました。

(単位：人)

手話奉仕員養成講座	平成29年度 (基礎編)	平成30年度 (入門編)	令和元年度 (基礎編)	29→元 増減数
登録人数	0	0	2	2
修了人数	10	10	5	▲ 5

資料：健康支援課

③ 点字・声の広報事業

点字広報は、令和元年度は、必要世帯（3世帯）へ配付し、町立図書館・町社会福祉センターで実施しています。

声の広報は、平成29年度までは町議会・町役場・町立図書館の3ヶ所で実施していましたが、平成30年度からは町役場・町立図書館の2ヶ所となっています。

(単位：箇所)

点字広報 声の広報	平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
点字広報 実施箇所数	2	2	2	0
声の広報 実施箇所数	3	2	2	▲ 1

資料：健康支援課

(2) 施策の推進

障がいの有無にかかわらず、必要な情報が確実に届くよう取り組みます。

- ◎ 町広報誌・町HP等の各種広報媒体や行事などの場を活用して、情報を積極的に発信し、障がいを持つことが情報弱者の要因の1つとならないよう取り組みを推進します。
- ◎ 手話で日常会話を行うために必要な表現技術を習得する手話奉仕員養成講座は、定員を超過する申込者がいるほど人気があるため、今後は新型コロナウイルス感染拡大防止を図りながら、開催を継続します。
- ◎ 手話奉仕員6人（町及び県の講座の修了者、令和2年12月末日時点）の手話通訳者への養成支援を図り、日中の依頼対応に偏りが無い体制構築に取り組み、聴覚障がい者への情報保障を推進します。
- ◎ 令和2年12月末日時点で、手話通訳士・者の登録人数は15人（内、実際の活動者は5人）、要約筆記者の登録人数は4人（内、実際の活動者は0人。※依頼案件が無い場合）となっており、これは、登録者が仕事等の事情により日中に活動できる人が少ないことが原因であるため、人材活用の対応に取り組みます。
- ◎ 県が推進する「手で話そう運動」を町民へ周知し、ろう者とろう者以外の人の、理解促進に取り組みます。

2 相談等、生活支援の充実

(1) 現状・課題

各種事業で支援していますが、障がい者等のニーズが多様化しています。

- ▼ 町役場の保健師は、精神保健福祉に関する相談支援を担っており、関係機関及び関係部署と連携し、様々な悩みを抱える方の支援を行い、それらの取り組みは自殺予防にも繋がっていると考えられます。
- ▼ 町役場担当課を「町基幹相談支援センター」として位置付けして、相談員1人を配置し、同時に障がい者相談を町内外の事業所（2ヶ所）に委託して、障がい者等からの相談に対応しています（相談支援事業）。
- ▼ 委託事業所は、平成30年度までは浦添市所在の「Enjoy」と「ほると」に、令和2年6月に「ほると」から町内所在の「Low1」に変更しており、専門事業所のノウハウを活用しています。
- ▼ 相談部会を定期的を開催し、委託事業所及び町内の相談支援系サービス事業所等と情報を共有し、相談員のスキルアップと同時に、相談案件を1人で抱え込まないよう孤立化の防止を図っています。
- ▼ 障がい者の日常生活の便宜を図るため、紙おむつ等の排泄管理支援用具等の日常生活用具の給付を行っています（日常生活用具給付等事業）。
- ▼ 障がい者の移動の際に、ガイドヘルパーによる外出支援（個別支援型）を行っているほか、常時車いすを使用している重度身体障がい者に関しては、県福祉介護タクシー事業協同組合に委託して移動を支援しています（移動支援事業）。
- ▼ 障がい者の家族等の就労支援及び日常介護している家族等の一時的な負担軽減を図ることを目的として、町が指定する事業所（令和元年度末時点：35ヶ所）に委託し、日中における障がい者の活動の場を提供しています（日中一時支援事業）。
- ▼ 自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成していました（自動車運転免許取得・改造助成）。
- ▼ 不要になった福祉機器を再利用できるように修繕等を行い、貸し出すことにより在宅療養者の日常生活のサポート及び一時的に制度活用が困難な者に対して、応急的支援を行っていました（福祉機器リサイクル事業）。

① 精神保健福祉に関する相談

電話相談及び相談は、年度毎に増減があります。
訪問指導は、減少傾向にあります。

(単位：人)

相談延べ人数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
電話相談	105	73	169	64
相談	158	98	250	92
訪問指導	119	100	86	▲ 33
合計	382	271	505	123

資料：健康支援課「地域保健・健康増進事業報告」

② 相談支援事業

相談件数は、平成29年度と比較すると、2事業所とも減になっています。
「ほると」に関しては組織体制の整備もあり、激減しています。

(単位：件)

相談件数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
Enjoy	224	120	174	▲ 50
ほると	1,151	969	259	▲ 892
合計	1,375	1,089	433	▲ 942

資料：健康支援課

③ 日常生活用具給付等事業

3年間の増減数を見ると「排泄管理支援用具」は110件の増加となっておりますが
その他は減少しています。

なお「排泄管理支援用具」の件数が顕著な要因は、ストーマ装具及び紙おむつ等
の継続的に給付する用具が、1ヶ月分を1件として計上していることにあります。

「介護・訓練支援用具」及び「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」について
は、令和元年度の実績はありません。

種目	主な参考例
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット
自立生活支援用具	入浴補助用具、移動・移乗支援用具
在宅療養等支援用具	ネブライザー（吸引器）、電気式たん吸引器
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、視覚障がい者用ポータブルレコーダー
排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙おむつ
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	手すりの取り付け、段差の解消

資料：健康支援課

(単位：件)

利用件数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
介護・訓練支援用具	2	4	0	▲ 2
自立生活支援用具	11	13	3	▲ 8
在宅療養等支援用具	7	5	2	▲ 5
情報・意思疎通支援用具	6	3	2	▲ 4
排泄管理支援用具	376	503	486	110
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1	1	0	▲ 1
合計	403	529	493	90

資料：健康支援課

④ 移動支援事業

延利用時間は、減少傾向にあります。
 実利用人数は、平成29年度と比較すると、1人増加になっています。

(単位：時間・人)

事業実績	平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
延利用時間	2,345	2,002	1,777	▲ 568
実利用人数	49	52	50	1

資料：健康支援課

⑤ 日中一時支援事業

実施箇所数が、平成30年度に5ヶ所減少となっています。
 実利用人数は、各年度2人ずつ減少しています。

(単位：箇所・人)

事業実績	平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
実施箇所数	21	16	16	▲ 5
実利用人数	43	41	39	▲ 4

資料：健康支援課

⑥ 自動車運転免許取得・改造助成事業

平成29年度は、利用実績はありませんでした（利用人数は0人）。
 平成30年度で、本事業は廃止になりました。

⑦ 福祉機器リサイクル事業

車イスが激減しています。
 令和2年度からは、事業委託先の町社会福祉協議会が実施主体になります。

(単位：人)

延利用人数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
歩行器	6	10	11	5
松葉杖	4	3	4	0
車イス	302	166	54	▲ 248
シャワーチェア	4	12	9	5
ポータブルトイレ	1	9	3	2
エアーマット	0	1	1	1
特殊ベッド	8	8	11	3
シルバーカー	0	0	4	4
その他	0	0	0	0
合計	325	209	97	▲ 228

資料：健康支援課

(2) 施策の推進

障がい者等が自立した日常生活を送れるように、各種事業を展開します。

- ◎ 精神障がい者の相談支援のために県が主催する「ピアサポーター養成研修」等の各種研修会へ積極的に参加し、担当者のスキルアップを図ります。
- ◎ 様々な依存症（アルコール・インターネットゲーム・薬物等）の相談にも対応できるように、関係機関との連携体制を強化します。
- ◎ 新型コロナウイルス感染拡大を受け生活様式が激変した人もいるため、これまで以上に相談支援の強化に取り組みます。
- ◎ 相談支援事業を引き続き事業所に委託し、行政とは異なる専門ノウハウを活用し障がい者等の困りごと・悩みごとの解決に取り組みます。
- ◎ 相談部会の定例開催を継続し、県南部圏域アドバイザーの助言等を活用しつつ、相談支援系事業所の連携強化を推進します。
- ◎ 障がい者等の利便性のために、ワンストップ相談窓口としての機能強化及び体制整備を検討します。
- ◎ 障がい者等のニーズを的確に把握し、事業の再構築を図るとともに、各種事業の案内が障がい者等に届くように周知を強化します。

お気軽にご相談を!

障がいに関する相談窓口

障がい福祉サービスってどんなものがあるのかな?

子どもの発達のことでは不安だなあ…

不安や心配を誰かに相談したいな

地域生活支援センター Enjoy

困り事があれば、お気軽にご相談ください。

浦添警察署 ●
西原町 ▶
JICA
那覇市 ▼

★ 地域生活支援センター Enjoy
ゆいレール（経塚駅）徒歩約10分

〒901-2102 浦添市前田 1004-9
☎098-877-0552 (8:30～17:30)

ライフサポート ロウル

身近な相談場所として、悩み事をお聞かせください。

◀ 浦添市 西原郵便局
サンエー西原シティ
● 西原町役場
与那原町 ▼

★ ライフサポート ロウル ★
国道329号線沿い
バス停留所
(試験場跡地)すぐ
〒我謝郵便局

〒903-0112 西原町字我謝 241-2
☎098-963-9942 (9:00～18:00)

3 障がい福祉サービス等の充実

(1) 現状・課題

障がい者等の増加及びニーズに対する事業所の確保及び整備が必要です。

- ▼ 乳幼児から高校卒業年度までの期間を対象にして、児童の障がい特性等に応じた通所支援を、また、必要が認められる児童及び障がい者に対して、自立支援のサービスを事業所が提供しています。
- ▼ 1人で複数のサービス等を利用している人もいるため、令和元年度の実人数は、障がい児は「障害児相談支援」の165人、障がい者は「計画相談支援」の392人が近似値になります。
- ▼ 支給決定が0人のサービスもありますが、要因が障がい者等のニーズがないことによるものか、または提供事業所が町内にない（確保できていない）ことによるものか、障がい者等の現状把握が課題となっています。
- ▼ 平成30年9月に、重症心身障がい児に対応可能な、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所「にじ」が開所しましたが、町としては、医療的ケア児等が抱える課題等については、把握ができていない状況です。
- ▼ 令和2年12月に、本町初の、小規模多機能型居宅介護事業所（介護）と日中サービス支援型共同生活援助（障がい）の複合施設として「グリーンハウス西原（にしばる）」が開所しました。



にじ



にしばる

① 支給決定者数

障がい児通所支援の決定者数は、3年間で71人の増加となっています。

未就学児が利用する「児童発達支援」と就学後の児童が利用する「放課後等デイサービス」の両方とも増加傾向にあります。

障がい者自立支援の決定者数は「就労継続支援（B型）」が大幅に増加していますが、同じ就労系サービスの「就労継続支援（A型）」と「就労移行支援」は逆に減少しています。

※ 下表及び右表は、1ヶ月当たりの数値です。

※ 「令和2年度」分は、推計値です。

※ 「居宅介護」は、乗降介助が含まれたものです。

※ 「時間分」は、1時間未満を1時間に切り上げ処理しています。

※ 「合計の決定量」は、サービス毎で単位が異なるため、算出は行っていません。

(単位：下記参照)

サービス種別 (単位)	実績項目	平成29 年 度	平成30 年 度	令和元 年 度	令和2 年 度	29→元 増減数
障害児相談支援 (人分)	決定者数	123	142	165	192	42
	決定量					
児童発達支援 (人日分)	決定者数	26	32	35	41	9
	決定量	400	442	520	610	120
医療型児童発達支援 (人日分)	決定者数	1	1	0	1	▲ 1
	決定量	18	18	0	18	▲ 18
放課後等デイサービス (人日分)	決定者数	109	123	131	155	22
	決定量	1,772	1,962	2,090	2,473	318
保育所等訪問支援 (人日分)	決定者数	2	3	1	4	▲ 1
	決定量	3	5	2	8	▲ 1
居宅訪問型児童発達支援 (人日分)	決定者数	0	0	0	0	0
	決定量	0	0	0	0	0
合計	決定者数	261	301	332	393	71
	決定量					

資料：健康支援課（各年度3月末日時点）「障害児支援対象者名簿・障害福祉サービス対象者名簿」



町花木 サワフジ

(単位：下記参照)

サービス種別 (単位)	実績項目	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	29→元 増減数
居宅介護 (時間分)	決定者数	57	61	63	64	6
	決定量	899	960	1,071	1,088	173
重度訪問介護 (時間分)	決定者数	7	8	8	9	1
	決定量	1,864	1,885	1,896	2,133	32
行動援護 (時間分)	決定者数	6	6	5	6	▲1
	決定量	112	101	91	110	▲21
重度障害者等包括支援 (時間分)	決定者数	0	0	0	0	0
	決定量	0	0	0	0	0
同行援護 (時間分)	決定者数	13	15	15	17	2
	決定量	403	457	483	548	80
療養介護 (人日分)	決定者数	14	15	16	17	2
	決定量	434	465	496	527	62
生活介護 (人日分)	決定者数	94	102	102	110	8
	決定量	2,127	2,282	2,318	2,500	191
短期入所(福祉型) (人日分)	決定者数	59	56	60	64	1
	決定量	331	276	354	378	23
短期入所(医療型) (人日分)	決定者数	5	5	6	6	1
	決定量	38	28	35	35	▲3
施設入所支援 内精神障がい者(人分)	決定者数	53	56	61	58	8
	決定者数	2	2	5	3	3
共同生活援助(人分) 内精神障がい者(人分)	決定者数	37	41	41	45	4
	決定者数	18	23	23	28	5
自立生活援助(人分) 内精神障がい者(人分)	決定者数	0	0	0	0	0
	決定者数	0	0	0	0	0
自立訓練(機能訓練) (人日分)	決定者数	0	0	0	0	0
	決定量	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練) (人日分)	決定者数	9	5	6	7	▲3
	決定量	207	115	138	161	▲69
就労移行支援 (人日分)	決定者数	26	22	11	22	▲15
	決定量	598	506	253	506	▲345
就労継続支援(A型) (人日分)	決定者数	60	66	57	63	▲3
	決定量	1,380	1,518	1,311	1,449	▲69
就労継続支援(B型) (人日分)	決定者数	126	130	154	198	28
	決定量	2,821	2,872	3,405	4,378	584
就労定着支援 (人日分)	決定者数	0	2	6	12	6
	決定量					
計画相談支援 (人分)	決定者数	377	385	392	398	15
	決定量					
地域移行支援(人分) 内精神障がい者(人分)	決定者数	1	0	0	1	▲1
	決定者数	1	0	0	1	▲1
地域定着支援 内精神障がい者(人分)	決定者数	0	0	0	0	0
	決定者数	0	0	0	0	0
合計	決定者数	944	975	1,003	1,097	59
	決定量					

資料：健康支援課(各年度3月末日時点)「障害児支援対象者名簿・障害福祉サービス対象者名簿」

② サービス等利用者数

障がい児の「保育所等訪問支援」は0人になっていますが、これは算出基準の3月に利用がなかったことによるもので、年間少数ですが、実績は出ています。

障がい者の「短期入所」の減少は、事業所の休止と新型コロナウイルス感染拡大が要因と推測します。

障がい児も障がい者も、平成29年度と比較しますと、各々18人・12人と増加しています。

※ 下表及び右表は、1ヶ月当たりの数値です。

※ 「令和2年度」分は、推計値です。

※ 「居宅介護」は、乗降介助を除いたものです。

※ 「時間分」は、1時間未満を1時間に切り上げ処理しています。

※ 「合計の決定量」は、サービス毎で単位が異なるため、算出は行っていません。

(単位：下記参照)

サービス種別 (単位)	実績項目	平成29 年 度	平成30 年 度	令和元 年 度	令和2 年 度	29→元 増減数
障害児相談支援 (人分)	利用者数	26	15	20	30	▲ 6
	利 用 量					
児童発達支援 (人日分)	利用者数	26	30	30	38	4
	利 用 量	300	325	292	370	▲ 8
医療型児童発達支援 (人日分)	利用者数	1	1	0	1	▲ 1
	利 用 量	14	15	0	15	▲ 14
放課後等デイサービス (人日分)	利用者数	101	107	122	146	21
	利 用 量	1,340	1,418	1,589	1,902	249
保育所等訪問支援 (人日分)	利用者数	0	0	0	6	0
	利 用 量	0	0	0	12	0
居宅訪問型児童発達支援 (人日分)	利用者数	0	0	0	0	0
	利 用 量	0	0	0	0	0
合計	利用者数	154	153	172	221	18
	利 用 量					

資料：健康支援課（各年度3月末日時点）「サービス別集計」



町花木 サワフジ

(単位：下記参照)

サービス種別 (単位)	実績項目	平成29 年 度	平成30 年 度	令和元 年 度	令和2 年 度	29→元 増減数
居宅介護 (時間分)	利用者数	44	45	45	47	1
	利用量	776	738	811	829	36
重度訪問介護 (時間分)	利用者数	7	7	8	8	1
	利用量	1,599	1,534	1,656	1,656	57
行動援護 (時間分)	利用者数	3	4	4	5	1
	利用量	55	76	84	105	29
重度障害者等包括支援 (時間分)	利用者数	0	0	0	0	0
	利用量	0	0	0	0	0
同行援護 (時間分)	利用者数	11	12	12	13	1
	利用量	228	259	260	296	32
療養介護 (人日分)	利用者数	13	15	16	17	3
	利用量	403	465	496	527	93
生活介護 (人日分)	利用者数	91	96	96	101	5
	利用量	1,915	2,007	2,025	2,131	110
短期入所(福祉型) (人日分)	利用者数	23	19	13	21	▲10
	利用量	104	93	54	88	▲50
短期入所(医療型) (人日分)	利用者数	2	1	0	1	▲2
	利用量	6	2	0	2	▲6
施設入所支援 内精神障がい者(人分)	利用者数	53	55	58	58	5
	利用者数	2	2	3	3	1
共同生活援助(人分) 内精神障がい者(人分)	利用者数	34	35	37	41	3
	利用者数	16	18	20	22	4
自立生活援助(人分) 内精神障がい者(人分)	利用者数	0	0	0	0	0
	利用者数	0	0	0	0	0
自立訓練(機能訓練) (人日分)	利用者数	0	0	0	0	0
	利用量	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練) (人日分)	利用者数	9	4	5	6	▲4
	利用量	145	64	34	41	▲111
就労移行支援 (人日分)	利用者数	28	20	10	20	▲18
	利用量	499	314	192	335	▲307
就労継続支援(A型) (人日分)	利用者数	49	47	48	49	▲1
	利用量	824	860	825	843	1
就労継続支援(B型) (人日分)	利用者数	114	118	134	154	20
	利用量	1,896	1,988	2,347	2,698	451
就労定着支援 (人日分)	利用者数	0	2	6	10	6
	利用量					
計画相談支援 (人分)	利用者数	85	79	88	106	3
	利用量					
地域移行支援(人分) 内精神障がい者(人分)	利用者数	2	0	0	0	▲2
	利用者数	2	0	0	0	▲2
地域定着支援 内精神障がい者(人分)	利用者数	0	0	0	0	0
	利用者数	0	0	0	0	0
合計	利用者数	568	559	580	657	12
	利用量					

資料：健康支援課(各年度3月末日時点)「サービス別集計」

③ 町内所在事業所数

障がい児の通所支援事業所は、「障害児相談支援」「児童発達支援」「放課後等デイサービス事業所」が、平成26年度と比較すると2倍以上に増加しています。

障がい者の自立支援事業所は、「居宅介護」「重度訪問介護」が、それぞれ1ヶ所が減少しています。

町内に確保できていないサービス等事業所（令和2年4月1日時点で事業所数が0ヶ所のサービスが、療養介護を除き7種類）あります。

(単位：箇所)

サービスの名称	平成26年度	平成29年度	令和2年度	26→2 増減数
居宅介護	6	8	5	▲ 1
重度訪問介護	6	8	5	▲ 1
行動援護	1	1	1	0
重度障害者等包括支援	0	0	0	0
同行援護	2	3	3	1
療養介護	0	0	0	0
生活介護	1	2	4	3
短期入所	2	3	4	2
施設入所支援	1	1	1	0
共同生活援助	2	2	2	0
自立生活援助	0	0	0	0
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	0	0	2	2
就労移行支援	2	3	2	0
就労継続支援（A型）	0	2	2	2
就労継続支援（B型）	4	5	6	2
就労定着支援	0	0	1	1
計画相談支援	1	3	4	3
地域移行支援	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0
小計	28	41	42	14
障害児相談支援	1	3	4	3
児童発達支援	2	6	9	7
医療型児童発達支援	0	0	0	0
放課後等デイサービス	6	12	15	9
保育所等訪問支援	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0
小計	9	22	29	20
合計	37	63	71	34

資料：沖縄県 子ども生活福祉部 障害福祉課（各年度4月1日時点）「指定障害福祉サービス事業者等情報」

④ 給付費請求事業所数

給付費の請求があった事業所の所在地毎の一覧を、本町の隣接市町村を中心に表記しています（那覇市の事業所に関しては、本町に比較的近い首里地区とそれ以外の所在地で分別しています）。

令和元年度は、障がい児は「金武町～糸満市」で「放課後等デイサービス」等を障がい者は「本部町～糸満市」で「共同生活援助（グループホーム）」等を利用しています。

（単位：箇所）

事業所所在地		平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
西原町	者	20	23	25	5
	児	16	16	17	1
首里地区	者	18	17	17	▲ 1
	児	3	3	5	2
那覇市	者	27	30	34	7
	児	6	7	6	0
浦添市	者	31	24	23	▲ 8
	児	9	10	11	2
宜野湾市	者	17	17	19	2
	児	2	2	5	3
中城村	者	15	16	14	▲ 1
	児	3	2	2	▲ 1
南風原町	者	11	10	14	3
	児	3	2	2	▲ 1
与那原町	者	8	7	7	▲ 1
	児	6	5	7	1
国頭郡	者	10	9	9	▲ 1
	児	1	2	2	1
中頭郡	者	18	17	20	2
	児	2	1	3	1
島尻郡	者	25	29	27	2
	児	4	2	4	0
その他	者	0	0	0	0
	児	0	0	0	0
合計	者	200	199	209	9
	児	55	52	64	9

資料：沖縄県国民健康保険団体連合会 介護福祉課（各年度3月受付分）「障害福祉サービス費等決定請求明細表」

⑤ 療養介護医療等請求機関

県国民健康保険団体連合会を経由した令和元年度3月受付分の療養介護医療機関は、下記のとおり合計6ヶ所となっています。

(令和元年度)

療養介護医療機関	所在地	電話番号
沖縄病院	宜野湾市	098-898-2121
琉球病院	金武町	098-968-2133
沖縄療育園	浦添市	098-877-3478
名護療育医療センター	名護市	0980-52-1675
沖縄中部療育医療センター	沖縄市	098-932-6077
沖縄南部療育医療センター	那覇市	098-832-3283

資料：沖縄県国民健康保険団体連合会 審査管理課「公費負担医療受給者別一覧表」

(2) 施策の推進

障がい者等のニーズを的確に把握し、事業所の適正な確保に努めます。

- ◎ 医療的ケア児をはじめ障がい者等の現状及びニーズを把握し、障がい者等の状態等を勘案した支給決定を行い、適切なサービスが受けられるよう、事業所の確保に努めます。
- ◎ 給付費請求事業所数から町内所在事業所の構成比を見ると、障がい児通所支援等事業所が17/64ヶ所で26.6%、障がい者自立支援等事業所が25/209ヶ所で12.0%に止まっているため、事業所の確保を図ります。
- ◎ 精神科長期入院患者の地域移行を鑑み、共同生活援助（グループホーム）等を中心に、事業所の整備を推進します。
- ◎ 「療養介護」は、療養介護医療機関が担っていることから、本町としては、整備・確保に向けた取り組みは行わず、既存の機関等で対応を図ります。
- ◎ 障がい福祉サービス等事業所の請求事務のスキルアップを目的に、町として審査支払事務の情報共有の取り組みを図ります。



心（ちむ）ハウス（仮称） 建設現場

4 医療費等、経済的支援の充実

(1) 現状・課題

障がいに係る負担軽減のため、各種助成を実施しています。

- ▼ 身体障がい者等の失われた身体機能を補完・代替し、就労及び日常生活の能率の向上等を図るために「補装具費の支給」があります。
- ▼ 心身の障がいを軽減するための医療費について、自己負担額を軽減するために、公費負担を行う「自立支援医療制度」があります。
- ▼ 自立支援医療制度の対象は、育成医療（18歳未満）・更生医療（18歳以上）・精神通院医療となります。
- ▼ 精神又は身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時、特別の介護を必要とする20歳未満の在宅の障がい児で、福祉事務所長の認定を受けた方に支給される「障害児福祉手当」の手続きを行っています。
- ▼ 心身に重度又は中度の障がいがある20歳未満の児童を扶養している父母あるいは父母に代わって児童を養育している方に支給される「特別児童扶養手当」の手続きを行っています。
- ▼ 精神又は身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時、特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の障がい者で、福祉事務所長の認定を受けた方に支給される「特別障害者手当」の手続きを行っています。
- ▼ 重度の心身障がい者等が医療機関を受診した場合の医療費の自己負担分について助成を行っています（重度心身障害者医療費助成）。
- ▼ 重度心身障害者（児）医療費助成は、受給者が町役場で行う申請手続を省略できる自動償還方式を、令和元年8月から導入しています。
- ▼ NHK放送受信料に対して、障害者手帳をお持ちの方が居る世帯の中で、住民税非課税世帯は全額免除（等級制限無し）、課税世帯は半額減免（世帯主及び等級等に制限有り）になる制度の申請を、町役場担当課で受付しています。
- ▼ 有料道路使用料金に対して、身体障害者手帳をお持ちの方が運転、若しくは身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの重度障がい者の方が乗車している場合、通常料金が半額制度になる制度の申請を、町役場担当課で受付しています。
- ▼ 令和元年10月1日から「満3歳になって初めての4月1日から3年間」の児童（就学前の障がい児）を対象に、児童発達支援・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設のサービスについて、対象者の利用者負担が無償化されました。



町花 ブーゲンビリア

① 補装具

過去3年間の合計では、交付が減少、修理が増加していますが、両方に共通して増減数が多いものが、補聴器となっています。

補聴器以外では、増加は義肢の修理、減少は車いすの交付が続いています。

なお、下表には表記していませんが、障害者総合支援法の改正により、平成30年4月から「借受け」「借受け修理」の制度が開始されていますが、本町の実績は、現在有りません。

(単位：件)

延べ件数		平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
義肢	交付	2	4	0	▲ 2
	修理	1	2	5	4
装具	交付	12	16	10	▲ 2
	修理	1	2	3	2
座位保持装置	交付	5	3	4	▲ 1
	修理	3	2	4	1
視覚障がい者安全つえ	交付	3	1	1	▲ 2
	修理	0	0	0	0
義眼	交付	0	0	0	0
	修理	0	0	0	0
眼鏡	交付	4	1	2	▲ 2
	修理	1	0	0	▲ 1
補聴器	交付	20	17	12	▲ 8
	修理	9	3	17	8
車いす	交付	7	8	3	▲ 4
	修理	12	9	13	1
電動車いす	交付	0	0	0	0
	修理	3	2	4	1
座位保持いす	交付	2	0	0	▲ 2
	修理	0	0	0	0
起立保持具	交付	0	0	0	0
	修理	0	0	0	0
歩行器	交付	1	0	0	▲ 1
	修理	0	0	0	0
頭部保持具	交付	0	0	0	0
	修理	0	0	0	0
排便補助具	交付	0	0	0	0
	修理	0	0	0	0
歩行補助つえ	交付	2	0	1	▲ 1
	修理	0	0	0	0
重度障がい者用意思伝達装置	交付	0	1	1	1
	修理	0	2	0	0
特例補装具	交付	1	1	0	▲ 1
	修理	0	0	0	0
合計	交付	59	52	34	▲ 25
	修理	30	22	46	16

資料：健康支援課「福祉行政報告例」

② 育成医療

最も多い年度は、23件の令和元年度です。
3年間で増減が有り、傾向が定まっていない状況です。

(単位：件)

給付件数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
育成医療	17	15	23	6

資料：健康支援課（各年度3月末日時点）

③ 更生医療

平成29年度と比較すると、全4区分で減少しています。
「腎臓機能障がい」は各年度とも最も多い状況ですが、減少傾向にあります。

(単位：件)

給付件数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
肢体不自由	1	1	0	▲ 1
心臓機能障がい	48	14	19	▲ 29
腎臓機能障がい	104	101	98	▲ 6
免疫機能障がい	6	6	5	▲ 1
合 計	159	122	122	▲ 37

資料：健康支援課（各年度3月末日時点）

④ 精神通院医療

精神通院医療は、令和元年度においては「気分（感情）障がい」が382人と最も多く、「統合失調症、統合失調症型障がい及び妄想性障がい」「てんかん」の順となっています。

増加数では「気分（感情）障がい」が46人増加と最も多く、「てんかん」「心理的発達の障がい」が続きます。

「統合失調症、統合失調症型障がい及び妄想性障がい」は、各年度で増減があるため、今後の動向が注目されます。

減少傾向にあるのは「アルツハイマー型認知症」「上記以外の器質性精神障がい」となっています。

支給認定者数は、合計で112人の増加です。

(単位：人)

支給認定者数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
症状性を含む 器質性精神障がい	83	74	80	▲ 3
アルツハイマー型 認知症	45	44	42	▲ 3
血管性 認知症	2	2	7	5
その他の 認知症	12	13	17	5
上記以外の 器質性精神障がい	24	15	14	▲ 10
精神作用物質使用による 精神及び行動の障がい	28	27	32	4
アルコール使用による 精神及び行動の障がい	23	22	24	1
覚醒剤による 精神及び行動の障がい	1	1	4	3
アルコール・ 覚醒剤を除く 精神作用物質使用による 精神及び行動の障がい	4	4	4	0
統合失調症、統合失調症型 障がい及び妄想性障がい	291	279	282	▲ 9
気分（感情）障がい	336	350	382	46
神経症性障がい、ストレス関連 障がい及び身体表現性障がい	73	77	83	10
生理的障がい及び身体的要因に 関連した行動症候群	1	1	2	1
成人のパーソナリティ 及び行動の障がい	3	8	7	4
精神遅滞（知的障がい）	16	21	21	5
心理的発達の障がい	60	67	77	17
小児期及び青年期に通常発症する 行動及び情緒の障がい	20	26	32	12
てんかん	109	116	133	24
その他	1	2	2	1
合計	1,021	1,048	1,133	112

資料：沖縄県南部保健所 総務企画班「南部保健所活動概況」

⑤ 各種手当支給

特別障害者手当及び特別児童扶養手当は増加傾向にありますが、障害児福祉手当は減少しています。

(単位：人)

支給者数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
特別障害者 手当	50	52	54	4
特別児童扶養手当	185	208	220	35
障害児福祉 手当	32	32	29	▲ 3
合 計	267	292	303	36

資料：健康支援課（各年度3月末日時点）・こども課（各年度3月末日時点）「ゆいまーるにしはらわらびプラン2020」

⑥ 重度心身障害者（児）医療費助成

平成29年度と比較すると3件の増加ですが、各年度毎では増減しているため、今後の動向に注目します。

(単位：件)

助成件数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
重度心身障害者（児） 医 療 費 助 成	620	636	623	3

資料：健康支援課（各年度3月末日時点）

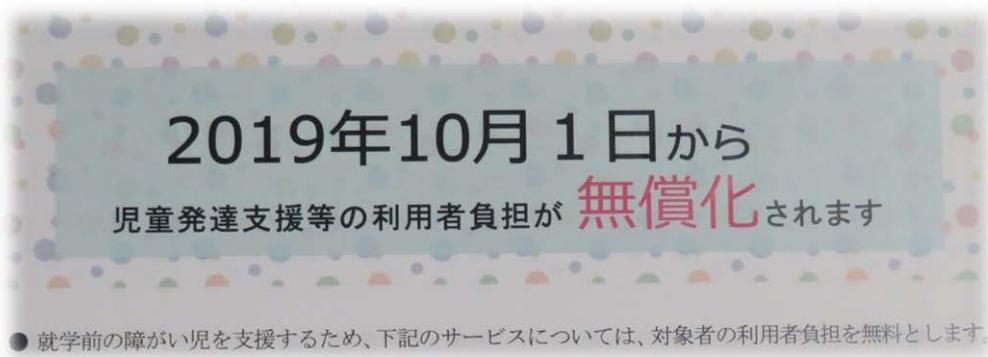
⑦ NHK放送受信料免除

令和元年度実績： 47件

⑧ 有料道路料金割引

令和元年度実績： 100件





⑨ 児童発達支援等の無償化

令和元年度末時点の無償化対象児童は、合計25人です。

無償化の影響が出たのは、所得区分が一般Ⅰ（居宅）の15人です。

所得区分が低所得Ⅱ以下の10人は、元々の負担上限月額が0円のため、特に影響は出ていません。

(単位：人)

所得区分毎の無償化対象児童数	平成25年度 出生者数	平成26年度 出生者数	令和27年度 出生者数	25～27 合計
一般Ⅱ	0	0	0	0
一般Ⅰ（施設）	0	0	0	0
一般Ⅰ（居宅）	8	4	3	15
低所得Ⅱ	1	1	1	3
低所得Ⅰ	2	2	2	6
生活保護	1	0	0	1
合計	12	7	6	25

資料：健康支援課（各年度3月分）「障害児支援対象者名簿」

(2) 施策の推進

対象となる全ての障がい者等の負担軽減のため、各種助成を実施します。

- ◎ 補装具費については、県更生相談所・補装具製作者と連携を図り、適切な支給を行います。
- ◎ 各種助成は、県福祉事務所及び県保健所等の関係機関と連携し、迅速な事務処理に努めます。
- ◎ 広報誌・町HP・チラシ等で、助成事業の広報に取り組み、対象となる人に確実に情報が届くように努めます。

第5章 社会参加・生きがい活動の支援

Ⅰ 雇用・就労等への支援

(1) 現状・課題

障がい者等の一般就労移行後の実態が把握できていません。

- ▼ 令和2年4月に、町役場と町教育委員会を対象に「町障がい者活躍推進計画」を策定しました。
- ▼ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条に基づき、調達方針を定めています。
- ▼ 就労部会を定例開催し、各合同事業の企画・運営等を通して町内就労系サービス事業所間の「顔の見える関係」を構築し、情報共有を図りました。
- ▼ 令和元年度から町内農家と就労系サービス事業所が連携した「農福連携」に取り組んでおり、事業所1ヶ所がマッチングしました。
- ▼ 障がい福祉サービス等事業所から一般就労移行者の実績はありますが、移行後の状況（定着率）までは把握できていないのが現状です。

① 障害者就労施設等からの物品等の調達実績

過去3年間の件数は、4～6件で変動しています。

令和元年度は、資源ゴミの分別作業等を3事業所に委託しています。

(単位：件)

調達実績	平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
件数	5	6	4	▲1

資料：健康支援課（各年度3月末日時点）「西原町における障害者就労施設等からの物品等の調達実績」

② 町内就労系サービス等事業所からの一般就労移行者

令和元年度末日時点の町内就労系サービス事業所は9ヶ所ありますが、その内で一般就労の実績がある事業所は2ヶ所（移行6名＋A型1名）でした。

(単位：人)

一般就労移行者	平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
実人数	8	3	7	▲1

資料：健康支援課（各年度3月末日時点）「一般就労移行者数の推移」



令和元年6月13日(木) 町役場
産業観光課と情報交換



令和2年10月8日(木) 町役場
県南部福祉事務所と情報交換

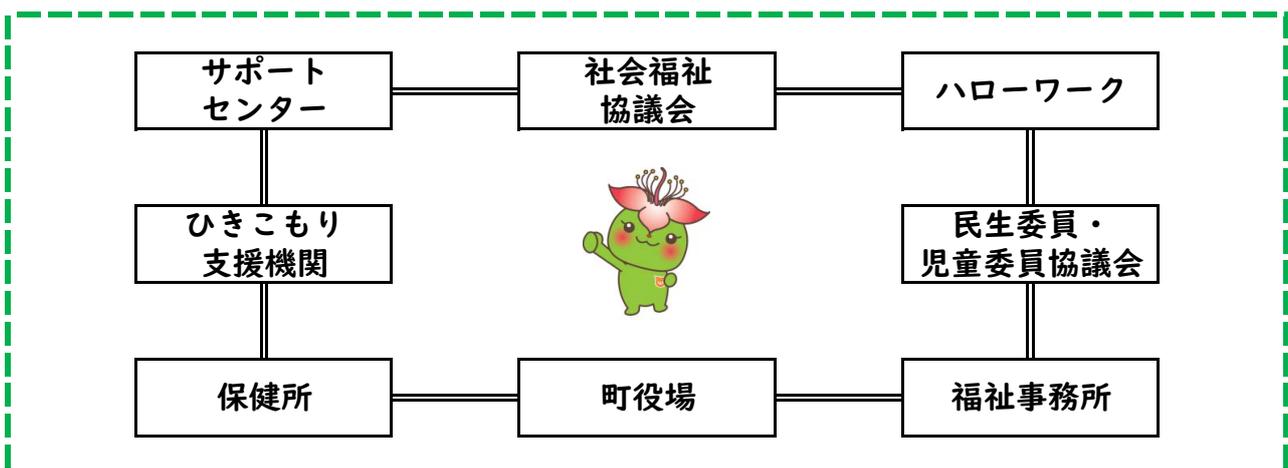
(2) 施策の推進

障がい者等の工賃向上及び一般就労への支援を行います。

- ◎ 継続して調達方針を行政内部に周知徹底し、各部署の調達を促進の上、実績報告を町HP等で公表します。
- ◎ 就労部会の定例開催を継続し「美らまちパヴィリオン」の場等で町民へのPRと工賃向上に向けた取り組みを推進します。
- ◎ 令和2年12月に「西原さわふじマルシェ」がオープンしたことにより、町内農業の活性化が見込まれていますので、農福連携の支援を強化します。
- ◎ 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）の基本理念の実現に向けて、町商工会等と連携体制を構築します。
- ◎ 就職氷河期世代等支援に係る「福祉と就労の連携」体制「町プラットフォーム」の整備を「南部地区障がい者就業・生活支援センター」等と連携し、推進します。

◎ 町プラットフォームのイメージ

支援対象者の把握及び適正な支援へ繋ぐなど、各関係機関が相互に適時に連絡・情報共有を図ることのできる関係性を構築します。



2 交流活動等の支援

(1) 現状・課題

町内外の障がい者等団体の活動を支援しています。

- ▼ 収容人数約 500人の「さわふじ未来ホール」は、令和元年度には、発達支援関係者向け研修会等、各種団体の事業に活用されています。
- ▼ 本町は、活動の主旨に賛同した町内外の障がい福祉団体等を支援しており、県内の障がい福祉活動の振興に寄与しています。
- ▼ 町しょうがい児者父母の会は、クリスマス会等で交流を深め、会員であるしょうがい児者の福利増進の活動を行っています。
- ▼ 町身体障害者協会は、社会見学の実施及び南部地区団体との交流等を行うことで会員の親睦を深めており、障がいの種別に応じた3部会も活発に活動しています。
- ▼ 「町地域活動支援センター スマイリーはうす」は、社会見学・創作活動・クッキング等を行い、障がい者等の居場所づくり及び生活支援に努めています。

① 補助団体

「県知的障がい者教育・福祉・就労研究大会」等、県内の障がい福祉事業を支援するため、各団体を補助しています。

(令和2年度)

名 称	所在地	電話番号
沖縄県手をつなぐ育成会	那 覇 市	098-882-5727
沖縄県身体障害者福祉協会	八重瀬町	098-851-3455
沖縄県視覚障害者福祉協会	那 覇 市	098-863-2997
沖縄県精神保健福祉協会	南風原町	098-888-1396

資料：健康支援課（各年度3月末日時点）

② 財政援助団体

町内の障がい者等当事者団体の活動を支援しています。
両団体とも、町社会福祉センター内に事務局を置いています。

(令和2年度)

名 称	所在地	電話番号
西原町 しょうがい児者父母の会	西原町字与那城 135番地	098-945-3651
西原町 身体障害者協会	西原町字与那城 135番地	098-945-3651

資料：健康支援課（各年度3月末日時点）



令和元年12月15日（日） 町社会福祉センター クリスマス会

③ 地域活動支援センター機能強化事業

町地域活動支援センターを1ヶ所設置し、平成29年度までは「あるていー」に、平成30年度からは「スマイリーはうす」に委託して実施しています。

委託先が変更になった平成30年度の延利用者数は、男性・女性共に減少していますが、令和元年度には復調しています。

(単位：人)

センター利用人数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
実利用人数	15	16	17	2

資料：健康支援課

(単位：人)

センター利用人数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
延利用者数	男性	636	330	610 ▲ 26
	女性	777	547	698 ▲ 79

資料：健康支援課

(2) 施策の推進

町内外の障がい者等団体の活動を支援します。

- ◎ 町公共施設等の利用を促進し、障がい者等の活躍の場を確保します。
- ◎ 町内外の障がい福祉団体の活動を支援し、障がい者等の交流を促進します。
- ◎ 町地域活動支援センターを障がい福祉サービス等事業所に委託し、町内に1ヶ所は障がい者等の居場所づくりに取り組みます。

3 文化活動等の支援

(1) 現状・課題

町内の文化施設の整備及び文化活動の支援を行っています。

- ▼ 中央公民館では、障がいの有無にかかわらず多くの方がサークル活動に参加しており、生涯学習フェスティバル等で「文教のまち 西原」を広く発信しています。
- ▼ 町立図書館では、視覚障がい者や小さな文字が読み難い人等のために朗読室を設けており、室内に文字拡大ができる機器等を揃えています。
- ▼ 町しょうがい児者父母の会の郷土芸能活動部「かりゆし太鼓」は、町の各種行事等に出演し、盛り上げに貢献しています。



令和2年12月12日（土） 西原さわふじマルシェ OPENイベント

(2) 施策の推進

町内文化施設の整備及び文化活動の支援を推進し、活性化を図ります。

- ◎ 障がい者等に配慮した町内文化施設等の整備を推進します。
- ◎ 障がい者等の多様なニーズを踏まえ、文化芸術活動を推進します。
- ◎ 町内文化団体の活動を支援し「文教のまち 西原」を発信します。
- ◎ 視覚障がい者等の読書環境整備に取り組みます。
- ◎ 令和4年度開催予定の「第22回全国障がい者芸術・文化祭おきなわ大会」を迎えるにあたり、障がい者等の文化芸術活動を推進します。

4 スポーツ活動等の支援

(1) 現状・課題

町内の体育施設の整備及びスポーツ活動の支援を行っています。

- ▼ 西原運動公園及び東崎公園では、施設整備等を通して、町民の心身の健康増進に寄与しています。
- ▼ 町身体障害者協会は、県身体障害者スポーツ大会で南部福祉地区メンバーの一員として参加し、上位入に貢献しています。
- ▼ 就労部会は、参加者全員が楽しめるように独自ルールを設けたスポーツ交流大会「さわりんピック」を開催し、利用者と職員間の交流を深めました。



令和元年10月5日（土）

県総合運動公園

第55回県身体障害者スポーツ大会



令和元年6月21日（金） 町民体育館 さわりんピック

(2) 施策の推進

町内体育施設の整備及びスポーツ活動の支援を推進し、活性化を図ります。

- ◎ 障がい者等に配慮した町内体育施設等の整備を推進します。
- ◎ 障がいのある人も楽しめる「ゆるスポ」「eスポーツ」等の導入を検討して、障がいの有無にかかわらず、みんなが楽しめるライフスタイルを提案します。
- ◎ 東京2020パラリンピック等で、パラ・アスリートが注目されており、本町もスポーツ活動の支援を推進します。

第6章 安全・安心な地域づくりの推進

1 バリアフリーの推進

(1) 現状・課題

本町の道路・公園・建築物等は、障がい者等への対応が十分ではありません。

- ▼ 町役場庁舎では身体障がい者専用駐車場を出入口付近に整備するとともに、庁舎内のバリアフリー等の配慮に努めています。
- ▼ 歩道の段差解消や拡幅等は予算を要するため、町の単独事業では財政的に厳しく現時点では取り組めていません。
- ▼ 既存の公共建築物については、町民及び利用者からの要望等がある場合は、予算の範囲内で、障がい者等をはじめ誰もが快適に利用できるよう、スロープ・手すり・エレベーター等の設置、身体障害者用のトイレ・駐車スペース等の確保について対応しています。
- ▼ 新たに整備する道路や公共建築物に関しては、バリアフリーに関する法律や県の福祉のまちづくり条例等に基づく設置基準も考慮し、計画しています。
- ▼ 本町は公園長寿命化計画を改定しておらず、街区公園については、財政確保が厳しいため、バリアフリー改修を実施できていません。



西原さわふじマルシェ

(2) 施策の推進

障がい者等に配慮した環境整備を推進します。

- ◎ 障がい者等用駐車区画の適正利用を促進するために、公共施設への「パーキングパーミット制度」導入を検討します。
- ◎ 可能な限り歩道の段差解消や拡幅、ガードレールや信号機の設置等、安全な移動環境の整備を推進するほか、安全な移動を妨げる車の駐車や障害物の設置等について、地域への啓発を行います。
- ◎ 長寿命化計画を策定し、バリアフリー改修を推進します。

2 防災対策の推進

(1) 現状・課題

防災対策の取り組みは進んでいますが、整備すべき事項が残っています。

- ▼ 町内の社会福祉施設等（障害者支援施設・共同生活援助・短期入所）を対象に毎年度、被災状況等を確認しています。
- ▼ 福祉避難所として4施設（「池田苑」「守礼の里」「西原敬愛園」「町社会福祉センター」）と協定を締結しています。
- ▼ 町災害時要援護者支援計画に基づき、避難行動要支援者名簿の整理を進めておりますが、登録者（令和2年4月1日時点：70人）の定期的な現況確認が必要です。

① 社会福祉施設等の被災状況

令和元年度は、軽微な建物被害が「愛泉園」に、他施設への避難が「マール」に発生しました。

（令和元年度）

名称	施設種別	所在地	人的被害	建物被害	他施設へ避難
愛泉園	障害者支援施設	池田	無	軽微	無
心（ちむ）ハウス	共同生活援助	我謝	無	無	無
心（ちむ）ハウスⅡ	共同生活援助	兼久	無	無	無
心（ちむ）ハウスⅢ	共同生活援助	小那覇	無	無	無
我謝	共同生活援助	我謝	無	無	無
マール	共同生活援助	小波津	無	無	有
愛泉園	短期入所	池田	無	無	無
心（ちむ）ハウス	短期入所	我謝	無	無	無
さぼーとせんたーi	短期入所	我謝	無	無	無
わっくわ〜く	短期入所	与那城	無	無	無

資料：健康支援課（令和元年度3月末日時点）「西原町社会福祉施設等の被災状況整理表」

(2) 施策の推進

台風・大雨・津波等の災害に備えて、平時から対策に取り組みます。

- ◎ 毎年度、社会福祉施設等の被災状況を確認し、飲料水・食料・自家発電装置等の確保を促します。
- ◎ 近年は、大規模豪雨災害の被害が甚大であるため、避難の実効性の確保を目的とした取り組みを関係団体及び地域住民等と一体となって推進します。
- ◎ 避難行動要支援者名簿登録について、町HP及び広報誌等を活用し、周知に取り組みます。

3 防犯対策の推進

(1) 現状・課題

関係機関等との日常的な連携体制の強化が必要です。

- ▼ 町内障がい福祉サービス等事業所とは、防犯対策をはじめとした各種情報の連絡体制を構築（メーリングリストを作成）しています。
- ▼ 消費者被害防止のため、県消費生活支援センター及び町社会福祉協議会等と連携して相談窓口の周知を進めているほか、町HP等で情報提供を行っています。
- ▼ 浦添地区「相談業務関係機関・団体ネットワーク会議」「犯罪被害者支援ネットワーク会議」に出席しており、浦添警察署等との情報連携に努めています。
- ▼ 県地域生活定着支援センターの研修会等に参加し、罪を犯した障がい者等の社会復帰支援の連携強化を、司法分野の関係機関等と図っています。
- ▼ 令和元年度に、町内の児童発達支援事業所を対象に、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検を実施しました。



未就学児が日常的に集団で移動する経路

(2) 施策の推進

障がい者等が犯罪の加害者にも被害者にもなることがないように、取り組みます。

- ◎ 本町における町青少年健全育成協議会・町交通安全推進協議会・町シルバー人材センター等の見守り巡回活動を促進し、防犯対策の一助とします。
- ◎ 犯罪防止に関する通報につきまして、音声・言語機能障がい者や聴覚障がい者のための「FAX110番」「メール110番」の通報システムの周知を図ります。
- ◎ 再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）に基づき警察及び司法機関等と連携し、障がい者等の支援に取り組みます。

4 緊急時対策の推進

(1) 現状・課題

あらゆる緊急事態を想定した迅速性のある体制づくりが求められています。

- ▼ 新型コロナウイルス等の感染症拡大防止のために、国・県からの通知を速やかに町内事業所へ連絡できるように連絡体制は構築していますが、新規指定事業所へは情報が遅れている状況です。
- ▼ 令和2年10月に、スマートフォン等を利用した音声に依らない救急車又は消防車等への通報を可能とする「Net119緊急通報システム」説明会を開催しましたが、登録人数は少数（令和2年12月末日時点：5人）に止まっています。
- ▼ 就労部会は、令和元年度に「合同救命講習会」を開催し、約30人の受講生がAEDの使用方法等を学びましたが、継続的な反復学習が必要な状況です。



令和元年9月19日（木） 中央公民館 合同救命講習会

(2) 施策の推進

緊急時に、迅速に対応できる支援体制を関係機関等と連携して構築します。

- ◎ 医療的ケアが必要な児童等の保護者に対して、緊急時・災害・事故に遭遇した際に、その対応に当たる医療機関等が迅速に必要な情報を共有できるシステム「医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）」の周知を強化します。
- ◎ 新型コロナウイルス感染症及び急用等で、障がい者等を支援する支援者が不在となることを想定し「町地域生活支援拠点等」の整備に取り組み、障がい者等の緊急時に備えます。
- ◎ 「Net119緊急通報システム（登録人数：5人）」と、既存の「メール119（登録人数：8人）」「FAX119（登録人数：1人）」を合わせて周知を継続し、障がい者等の「もしものとき」の対応を支援します。

第6期障がい福祉計画



第1章 成果目標

I 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の内で、地域生活を希望する者が、地域に移行することができ、安心して暮らし続けていけるよう、関係機関等と連携した支援を行います。

(1) 成果目標値の設定及び根拠（考え方）

事項	数値	備考
A 現入所者数	58	令和元年度末日時点の入所者数 58人
B 目標年度入所者数	56	令和5年度末日時点の見込者数 $B = A - C$
C 削減目標値	2	$C = A - B = E - D$ $C = 3.4\%$ (国指針：目標1.6%以上削減)
D 新規入所者数	5	令和3～5年度の見込新規入所者数 障がい者等の高齢化・重度化・「親亡き後」を見据え、5人を計上。
E 退所者数	7	令和3～5年度の見込退所者数 障がい者の状態及び障害支援区分等を考慮し、7人を計上。
F 地域移行目標数	4	Eの内の地域移行の目標者数 比較的軽度の人として、4人を計上。 $F = 6.9\%$ (国指針：目標6.0%以上移行)

(2) 施設入所者の地域生活への移行に係る方策

方策
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 障がい及び障がい者等の理解・啓発活動を推進します。 ◎ 施設から地域へ移行する前の準備段階サービスとして、共同生活援助（グループホーム）の整備・拡充を図ります。 ◎ 障がい福祉サービス等事業所間の連携を強化します。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしく暮らしていけるように、医療・障がい福祉・介護・住まい・社会参加（就労）・地域の助け合いが包括的に確保されたシステムを構築することを目指しており、本町においては、そのための関係者による協議の場を設置することとします。

(1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

事項	備考	
設置方法	単独設置	既存の町地域自立支援推進協議会の場を活用（新たな部会設置も検討）し、令和5年度までの設置に取り組みます。
設置方法	既存組織を活用	
設置時期	令和5年度	

(2) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
協議の場の開催回数	0	0	1	
協議の場への関係者の参加人数	0	0	9	
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0	0	1	

(3) 協議の場の開催の考え方

事項	備考
協議の場の開催回数	年間の開催回数の見込み 令和5年度は開催初年度にあたるため、1回を見込みます。
協議の場への関係者の参加人数	保健・医療・福祉・介護・当事者・家族等の関係者毎（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者人数の見込み
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年間の開催回数の見込み 町地域自立支援推進協議会の活用から、1回を見込みます。

★ 精神科長期入院患者の地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）

事項	人数	備考
基盤整備量（65歳以上）	3	令和5年度までに、県全体で精神科病院に入院している長期入院患者（県2,674人）から、地域移行する者（県509人）の中で、基盤整備が必要な者（県355人）を、市町村毎に按分して算出（西原町6人）しています。
長期入院患者数（65歳以上）	22	
基盤整備量（65歳未満）	3	
長期入院患者数（65歳未満）	19	
基盤整備量（合計）	6	
長期入院患者数（合計）	41	

資料：沖縄県 子ども生活福祉部 障害福祉課「第6期障害福祉計画の活動指標見込み設定に係る参考資料」

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針では、障がい者の高齢化・重度化・「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活を推進するため「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つの機能を備えた拠点等を市町村又は障がい福祉圏域内に少なくとも1つを整備することとしています。

(1) 地域生活支援拠点の整備

事項	備考	
設置区域	圏域設置	本町のみでは十分な整備ができないため、町外の社会資源等も活用します。
整備手法	面的整備型	地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備型を採用します。
設置時期	令和5年度	令和5年度までに連携体制の整備に取り組み、設置とします。

(2) 運用状況の検証及び検討

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討（年間回数）	0	0	1	

(3) 運用状況の検証及び検討の考え方

事項	備考
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討（年間回数）	町地域自立支援推進協議会の場を活用し、1年に1回は検証及び検討を行い、原則5機能に優先順位を付けて整備を推進します。 （国指針：各市町村及び各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上、運用状況を検証及び検討することを基本とする）

※ 設置区域

「単独設置」・・・本町内で必要な機能を確保すること。

「圏域設置」・・・本町外の社会資源等も活用し、必要な機能を確保すること。

※ 整備手法

「多機能拠点整備型」・・・地域生活支援拠点に求められる5つの機能を集約し共同生活援助や障害者支援施設等に付加した手法。

「面的整備型」・・・地域の複数の機関が分担して機能を担う方法。

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行者数

事項	数値	備考
令和元年度の年間一般就労移行者数	7	令和元年度において就労移行支援事業所等を通じて、一般就労した者の数
目標年度（令和5年度）における年間一般就労移行者数	10	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 1.43倍（国指針：令和元年度実績の1.27倍以上）

(2) 令和5年度末における就労移行支援事業の移行者数

事項	数値	備考
令和元年度末の就労移行支援事業所の移行者数	6	令和元年度末の就労移行支援事業所の移行者数
目標年度（令和5年度）における一般就労への移行者数	8	令和5年度末の一般就労への移行実績 1.33倍（国指針：令和元年度実績の1.30倍以上の増加）

(3) 令和5年度末における就労継続支援A型事業の移行者数

事項	数値	備考
令和元年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数	1	令和元年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数
目標年度（令和5年度）における一般就労への移行者数	2	令和5年度末の一般就労への移行実績 2.00倍（国指針：令和元年度実績の1.26倍以上の増加）

(4) 令和5年度末における就労継続支援B型事業の移行者数

事項	数値	備考
令和元年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数	0	令和元年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数
目標年度（令和5年度）における一般就労への移行者数	1	令和5年度末の一般就労への移行実績 0.00倍（国指針：令和元年度実績の1.23倍以上の増加）

(5) 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

事項	数値	備考
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数（人）	20	就労支援の推進から、実績の倍増20人と見込みます。 （国指針：令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の内、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする）
令和5年度末の管内就労移行支援事業所数（見込み）（箇所）	2	令和2年度の2ヶ所を、そのまま見込みます。 令和5年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数（増加の見込みがある場合、平成30年度末の事業所数に加えて記載すること）
令和5年度末における就労移行率が8割以上の就労支援事業所数（箇所）	1	令和5年度末の見込み箇所数（上記2ヶ所）の5割を見込みます。 （国指針：就労定着支援事業所の内、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上）

(6) 就労移行率及び職場定着率の充実に関する方策

方策
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 障害者雇用促進法の周知に取り組みます。 ◎ 就労部会をはじめ、障がい福祉サービス等事業所等と連携強化を図るとともに、町プラットフォームの体制整備等の「雇用と福祉」の連携構築を図ります。 ◎ 県から提供される管内事業所数及び就労移行率の資料等を活用します。

★ 町内就労系事業所の一般就労移行者数の推移

事業所名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	29→元 増減数
ネクステージ（移行）	0	0	0	0
ちむていち（移行・A型）	3	0	0	▲ 3
あるていー（移行・定着）	5	3	6	1
スマイリーワーク（A型・B型）	0	0	1	1
はばたき（B型）	0	0	0	0
すまいる（B型）	0	0	0	0
えいと（B型）	0	0	0	0
みらい（B型）	0	0	0	0
Kupono（B型）	0	0	0	0
合計	8	3	7	▲ 1

資料：健康支援課「一般就労移行者数等について」

※ 就労移行率 . . . 過去3年間の就労定着支援の総利用者数の内、前年度末時点の就労定着者数の割合。



アトリエ・ねこいろ さわりんグッズ



令和元年6月21日（金） 町民体育館 さわりんピック



令和元年8月30日（金） 中央公民館 美らまちパヴィリオン

5 相談支援体制の充実・強化等

(1) 相談支援体制

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
総合的・専門的な相談支援の見込み実施箇所数	1	1	1	
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	12	12	12	
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	1	1	1	
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	12	12	12	

(2) 相談支援体制の考え方

事項	備考
総合的・専門的な相談支援の見込み実施箇所数	町役場担当課に、本町の相談支援の中心となる基幹相談支援員1人を配置し、支援に取り組みます。
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	既存の毎月定例開催している相談部会の活性化を図り、指導・助言等を行います。
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	1年に1回は相談支援員の資質向上を目的とした研修会の開催等を図ります。
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	相談部会の開催を通して、委託相談支援事業所・県南部圏域アドバイザー及び地域の事業所の連携を強化します。
	(国指針：令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制強化を実施する体制を確保することを基本とする。これらの取り組みを実施するにあたっては、基幹相談支援センター等が、その機能を担うことを検討する。担い手としては「属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又は繋ぐ機能、他機関協働の中核の機能及び継続的に繋がり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援」事業も示されている。

(3) 相談支援体制の充実・強化に向けた具体的な方法

方策
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 1年に1回は相談部会の事業所を中心に、町内障がい福祉サービス等事業所との情報交換会(全体会)を開催し、情報共有を図ります。 ◎ 町内障がい者等団体と情報共有を推進し、地域課題の解消に取り組みます。 ◎ 障がい福祉分野以外の相談支援事業所との連携を図ります。

6 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み

(1) 質の向上に向けた研修への参加人数の見込み

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他の研修への町職員の参加人数	3	3	3	

(2) 参加人数の考え方

事項	備考
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他の研修への町職員の参加人数	令和2年12月末日時点の町役場担当系の職員体制を踏まえて、毎年度3人の参加を目指します。

(3) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	○	○	○	

(4) 審査結果の共有体制の具体的な構築方法

事項	備考
構築方法	中部広域市町村圏事務組合と連携して取り組みます。 (国指針：障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする)

(5) 審査結果の共有実施回数

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析して、その結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数(年間回数)	10	10	10	

(6) 審査結果の共有実施回数の考え方

事項	備考
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析して、その結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数(年間回数)	町内事業所(1回)と中部市町村(9回)で予定です。 (国指針：自立支援審査支払等システム等を活用して、請求の過誤を無くすための取り組みや適正な運営を行っている事業所を確保することが必要)

第2章 障がい福祉サービス等見込量（活動指標）及び確保方策

1 見込量の算出根拠

これまでの実績及び地域の実情を勘案して、令和3年度から令和5年度までの各年度毎の障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）を定めるとともに、サービス提供体制の確保に取り組みます。

但し、①障がい者等が全体的に増加傾向にあること ②就労支援等の促進を図ること ③地域移行の推進（特に精神障がい者）を図ること 等から増量を見込んだサービスもあります。

なお、サービス量を見込まなかったことを理由に、サービスを受けることができないということではなく、必要なサービスは、適時確保・提供に取り組みます。

2 見込量の確保方策

障がい者等のニーズの把握に努め、療養介護以外の障がい福祉サービス等事業所の確保に努めます。

1つの事業所で対応が困難な場合には、複数のサービス等事業所と連携を図り、障がい者等の生活を支援します。

新規開所を希望する運営法人等に対して、本計画を含む障がい福祉の統計情報の開示を行います。



令和元年5月19日（日） 町社会福祉センター 町身体障害者協会 定期総会

サービス種別 (単位)	サービス等見込量の算出根拠
居宅介護 (時間分)	平成29年度から令和元年度までは1人増加となっておりますので、令和5年度までも同様としました。
重度訪問介護 (時間分)	平成29年度から令和元年度までは1人増加となっておりますので、令和5年度までも同様としました。
行動援護 (時間分)	平成29年度から令和元年度までは1人増加となっておりますので、令和5年度までも同様としました。
重度障害者等包括支援 (時間分)	実績はなく、町内事業所も確保できていない状況のために、令和5年度までは0人で推移するとしました。
同行援護 (時間分)	平成29年度から令和元年度までは1人増加となっておりますので、令和5年度までも同様としました。
療養介護 (人日分)	平成29年度から令和元年度までは微増となっておりますので、各年度1人ずつの増加としました。
生活介護 (人日分)	平成29年度から令和元年度までは5人増加となっておりますので、令和5年度までも同様としました。
短期入所(福祉型) (人日分)	平成29年度から令和元年度までは減少傾向にありますが、町地域生活支援拠点等の整備から2人増加としました。
短期入所(医療型) (人日分)	平成29年度から令和元年度までは減少傾向にありますが、町地域生活支援拠点等の整備から2人増加としました。
施設入所支援 内精神障がい者(人分)	平成29年度から令和元年度までは増加傾向にありますが、地域生活への移行から2人減少としました。
共同生活援助(人分) 内精神障がい者(人分)	平成29年度から令和元年度までは微増となっておりますが、町内事業所の確保から増加としました。
自立生活援助(人分) 内精神障がい者(人分)	実績はなく、町内事業所も確保できていない状況のために、令和5年度までは0人で推移するとしました。
自立訓練(機能訓練) (人日分)	町内事業所は確保できていませんが、町外事業所の利用から、毎年度1人、週1回程度の利用としました。
自立訓練(生活訓練) (人日分)	平成29年度から令和元年度までは増減の傾向が定まっていますが、各年度1人ずつの増加としました。
就労移行支援 (人日分)	平成29年度から令和元年度までは減少傾向にありますが、就労等への支援から各年度3人ずつの増加としました。
就労継続支援(A型) (人日分)	平成29年度から令和元年度までは横ばいの状況となっておりますが、就労等への支援から今後は微増としました。
就労継続支援(B型) (人日分)	平成29年度から令和元年度までは増加傾向となっておりますので、令和5年度までも同様の増加としました。
就労定着支援 (人日分)	平成29年度から令和元年度までは増加傾向となっており、令和5年度までは、さらに増加するとしました。
計画相談支援 (人分)	平成29年度から令和元年度までは増減の傾向が定まっていますが、各年度3人ずつの増加としました。
地域移行支援(人分) 内精神障がい者(人分)	平成29年度から令和元年度までは減少傾向にありますが、地域生活への移行を促進することから微増としました。
地域定着支援 内精神障がい者(人分)	実績はなく、町内事業所も確保できていない状況ですが、町外事業所の利用を見込み、毎年度1人の利用としました。

(単位：下記参照)

サービス種別 (単位)	活動指標	令和2 年 度	令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度	3→5 増減数
居宅介護 (時間分)	利用者数	47	48	48	49	1
	利用量	829	864	864	882	18
重度訪問介護 (時間分)	利用者数	8	9	9	10	1
	利用量	1,656	1,863	1,863	2,070	207
行動援護 (時間分)	利用者数	5	5	6	6	1
	利用量	105	105	126	126	21
重度障害者等包括支援 (時間分)	利用者数	0	0	0	0	0
	利用量	0	0	0	0	0
同行援護 (時間分)	利用者数	13	13	14	14	1
	利用量	296	296	322	322	26
療養介護 (人日分)	利用者数	17	19	20	21	2
	利用量	527	589	620	651	62
生活介護 (人日分)	利用者数	101	106	106	111	5
	利用量	2,131	2,332	2,332	2,442	110
短期入所(福祉型) (人日分)	利用者数	21	21	22	23	2
	利用量	88	88	110	115	27
短期入所(医療型) (人日分)	利用者数	1	2	3	4	2
	利用量	2	6	9	12	6
施設入所支援 内精神障がい者(人分)	利用者数	58	58	57	56	▲2
	利用者数	3	4	4	5	1
共同生活援助(人分) 内精神障がい者(人分)	利用者数	41	50	53	56	6
	利用者数	22	26	27	29	3
自立生活援助(人分) 内精神障がい者(人分)	利用者数	0	0	0	0	0
	利用者数	0	0	0	0	0
自立訓練(機能訓練) (人日分)	利用者数	0	1	1	1	0
	利用量	0	4	4	4	0
自立訓練(生活訓練) (人日分)	利用者数	6	7	8	9	2
	利用量	41	49	56	63	14
就労移行支援 (人日分)	利用者数	20	23	26	29	6
	利用量	335	391	442	493	102
就労継続支援(A型) (人日分)	利用者数	49	50	51	52	2
	利用量	843	1,000	1,020	1,040	40
就労継続支援(B型) (人日分)	利用者数	154	154	158	174	20
	利用量	2,698	3,080	3,160	3,480	400
就労定着支援 (人日分)	利用者数	10	12	16	20	8
	利用量					
計画相談支援 (人分)	利用者数	106	106	109	112	6
	利用量					
地域移行支援(人分) 内精神障がい者(人分)	利用者数	0	1	1	2	1
	利用者数	0	1	1	2	1
地域定着支援 内精神障がい者(人分)	利用者数	0	1	1	1	0
	利用者数	0	1	1	1	0
合計	利用者数	657	686	709	750	64
	利用量					



令和元年11月 イオンタウン南城大里 地域活動支援センター合同バザー



令和2年10月14日(水) 町役場 Net119説明会

第3章 地域生活支援事業等見込量（活動指標）及び実施方策

1 見込量の算出根拠

これまでの実績及び地域の実情を鑑み、令和3年度から令和5年度までの各年度毎の地域生活支援事業等の見込量（活動指標）を定めるとともに、事業実施に取り組みます。

但し、本計画策定にあたって実施しました「福祉に関するアンケート調査」結果及び町障がい者施策推進協議会・町地域自立支援推進協議会の意見等を見込量に反映している事業もあります。

なお、事業を見込まなかったことを理由に、事業を実施しないということではなく、必要な事業は、適時実施・展開に取り組みます。

2 見込量の実施方策

障がい者等のニーズの把握に努め、事業を実施・展開するための人材の確保及び社会福祉法人等の補助に努めます。

しかしながら、本町の財政状況を鑑み、全ての事業の充実化は困難であるため、事業の再構築も同時に図ります。

なお、見込の有無は令和3年3月時点のため、今後、ニーズが高騰した場合は柔軟に事業の展開を検討します。



事業名	事業等見込量の算出根拠
A 理解促進研修・啓発事業	新型コロナウイルス収束を見込んで、令和4年度から地域（32行政区）を対象に取り組みます。
B 自発的活動支援事業	障がい福祉への理解が深まれば、地域の自発的な活動に繋がることから、令和5年度に1ヶ所を見込みます。
C 相談支援事業	
a 障害者相談支援事業	これまで同様に、町内外に2ヶ所の事業所を確保し、障がい者等の相談に対応を図ります。
b 基幹相談支援センター等機能強化事業	町役場担当課に基幹相談支援員1人を配置し、相談対応を各年度5人ずつの増加と見込みます。
c 住宅入居等支援事業	県住宅供給公社と連携対応を図るため、事業としての見込はありません。
D 成年後見制度利用支援事業	障がい者等の増加に伴い、潜在的なニーズも高まることから、毎年度1人を見込みます。
E 成年後見制度法人後見支援事業	令和2年12月時点では、法人の確保の目途はありませんので、事業としての見込もありません。
F 意思疎通支援事業	
a 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	手話通訳者は減少傾向、要約筆記者は実績はありませんが、需要は増加すると想定され、微増と見込みました。
b 手話通訳者設置事業	町役場担当課に手話通訳者1人を設置し、意思疎通支援の強化を図ります。
G 日常生活用具給付等事業	
a 介護・訓練支援用具	実績では、増減傾向が定まっていますが、令和5年度までは微増と見込みました。
b 自立生活支援用具	実績は、増減傾向が定まっていないため、平成30年度の13人前後を見込みました。
c 在宅療養等支援用具	実績は減少傾向にありますが、障がい者等は増加しているため、微増と見込みました。
d 情報・意思疎通支援用具	実績は減少傾向にありますが、障がい者等は増加しているため、微増と見込みました。
e 排泄管理支援用具	実績は増減傾向が定まっていますが、各年度15件ずつの微増と見込みました。
f 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	実績は殆どありませんが、障がい者等の高齢化から令和5年度には2件と見込みました。
H 手話奉仕員養成研修事業	町が実施する2年課程の養成講座そのものは人気が高く登録者は増加すると見込みました。

事業名	事業等見込量の算出根拠
I 移動支援事業	実績が50人前後を推移しているため、障がい者等の増加から、各年度5人ずつの増加と見込みました。
J 地域活動支援センター機能強化事業	町内に地域活動支援センターを1ヶ所設置し、増加する障がい者の居場所づくりに取り組みます。
K 発達障害者支援センター運営事業	指定都市に限られているため、見込みません。
L 障害児等療育支援事業	指定都市・中核市に限られているため、見込みません。
M 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	
a 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	指定都市・中核市に限られているため、見込みません。
b 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	指定都市・中核市に限られているため、見込みません。
N 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	
a 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	指定都市・中核市に限られているため、見込みません。
b 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	指定都市・中核市に限られているため、見込みません。
O 広域的な支援事業	
a 精神障害者地域生活支援広域調整等事業	
ア 地域生活支援広域調整会議等事業	指定都市・保健所設置市・特別区に限られているため、見込みません。
イ 地域移行・地域生活支援事業	指定都市に限られているため、見込みません。
ウ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業	指定都市に限られているため、見込みません。
b 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	指定都市に限られているため、見込みません。
P 上記の他、実施する事業	
a 声の広報発行	これまで同様、町役場・町立図書館の2ヶ所で実施し、情報提供を図ります。
b 点字広報発行	これまで同様、必要世帯に配付し、町立図書館・町社会福祉センターの2ヶ所で実施し、情報提供を図ります。
Q 市町村障害者虐待防止センターの体制整備	町役場担当課を町障がい者虐待防止センターとして位置付けし、毎年度1人の対応を見込みました。
R 日中一時支援事業	実績は減少傾向にありますが、障がい者等は増加しているため、各年度2人ずつの増加と見込みました。

(単位：下記参照)

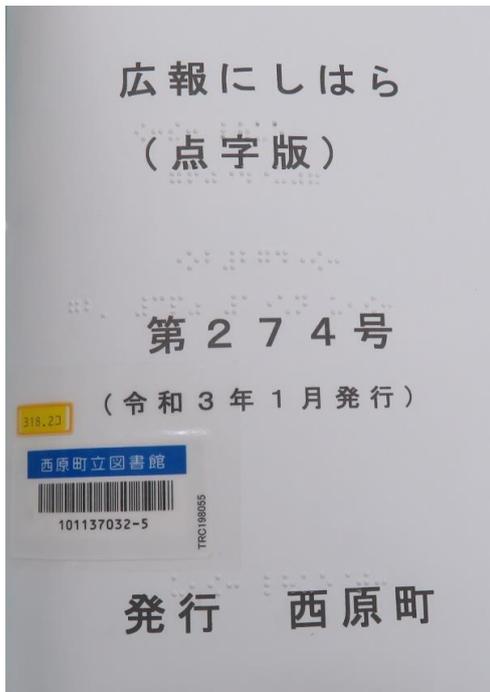
事業名	活動指標	令和2 年 度	令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度	3→5 増減数
A 理解促進研修・啓発事業	実施箇所数	0	0	1	1	1
	実利用者数	0	0	30	30	30
B 自発的活動支援事業	実施箇所数	0	0	0	1	1
	実利用者数	0	0	0	30	30
C 相談支援事業	実施箇所数	3	3	3	3	0
	実利用者数	70	75	80	85	10
a 障害者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2	2	0
	実利用者数	/	/	/	/	/
b 基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施箇所数	1	1	1	1	0
	実利用者数	70	75	80	85	10
c 住宅入居等支援事業	実施箇所数	0	0	0	0	0
	実利用者数	0	0	0	0	0
D 成年後見制度 利用支援事業	実施箇所数	/	/	/	/	/
	実利用者数	1	1	1	1	0
E 成年後見制度 法人後見支援事業	実施箇所数	0	0	0	0	0
	実利用者数	0	0	0	0	0
F 意思疎通支援事業	実施箇所数	1	1	1	1	0
	実利用者数	60	63	66	69	6
a 手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	実施箇所数	/	/	/	/	/
	実利用者数	60	63	66	69	6
b 手話通訳者設置事業	実施箇所数	1	1	1	1	0
	実利用者数	/	/	/	/	/
G 日常生活用具給付等事業	実施箇所数	/	/	/	/	/
	実利用件数	478	497	518	538	41
a 介護・訓練支援用具	実施箇所数	/	/	/	/	/
	実利用件数	6	6	8	10	4
b 自立生活支援用具	実施箇所数	/	/	/	/	/
	実利用件数	10	12	13	14	2
c 在宅療養等支援用具	実施箇所数	/	/	/	/	/
	実利用件数	3	4	5	6	2
d 情報・意思疎通支援用具	実施箇所数	/	/	/	/	/
	実利用件数	3	4	5	6	2
e 排泄管理支援用具	実施箇所数	/	/	/	/	/
	実利用件数	455	470	485	500	30
f 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	実施箇所数	/	/	/	/	/
	実利用件数	1	1	2	2	1
H 手話奉仕員養成研修事業	実施箇所数	/	/	/	/	/
	実利用者数	0	0	4	0	0

(単位：下記参照)

事業名	活動指標	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	3→5 増減数
I 移動支援事業	延利用時間	2,042	2,070	2,100	2,130	60
	実利用者数	58	50	55	60	10
J 地域活動支援センター 機能強化事業	実施箇所数	1	1	1	1	0
	実利用者数	18	19	20	21	2
K 発達障害者支援センター 運営事業	実施箇所数					
	実利用者数					
L 障害児等療育支援事業	実施箇所数					
	実利用者数					
M 専門性の高い意思疎通支援 を行う者の養成研修事業	実施箇所数					
	実利用者数					
a 手話通訳者・要約筆記者 養成研修事業	実施箇所数					
	実利用者数					
b 盲ろう者向け通訳・介助員 養成研修事業	実施箇所数					
	実利用者数					
N 専門性の高い意思疎通支援 を行う者の派遣事業	実施箇所数					
	実利用者数					
a 手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	実施箇所数					
	実利用者数					
b 盲ろう者向け通訳・介助員 派遣事業	実施箇所数					
	実利用者数					
O 広域的な支援事業	実施箇所数					
	実利用者数					
a 精神障害者地域生活支援 広域調整等事業	実施箇所数					
	実利用者数					
ア 地域生活支援広域調整会議 等事業	実施箇所数					
	実利用者数					
イ 地域移行・地域生活支援 事業	実施箇所数					
	実利用者数					
ウ 災害派遣精神医療チーム 体制整備事業	実施箇所数					
	実利用者数					
b 発達障害者支援地域協議会 による体制整備事業	実施箇所数					
	実利用者数					
P 上記の他、実施する事業	実施箇所数	4	4	4	4	0
	実利用者数					
a 声の広報発行	実施箇所数	2	2	2	2	0
	実利用者数					
b 点字広報発行	実施箇所数	2	2	2	2	0
	実利用者数					
Q 市町村障害者虐待防止 センターの体制整備	実施箇所数	1	1	1	1	0
	実利用者数	1	1	1	1	0
R 日中一時支援事業	実施箇所数	16	17	18	19	2
	実利用者数	37	39	41	43	4



声の広報



点字広報

第2期障がい児福祉計画



第1章 成果目標

1 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある子を健やかに育成できるよう、障がい児支援の提供体制の整備等に向けて、関係機関等と連携した取り組みを行います。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

事項		備考
設置方法	単独設置	町内に、令和5年度までの設置を目指します。 (国指針：各市町村に少なくとも1ヶ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない)
設置時期	令和5年度	

(2) 児童発達支援センターの設置に向けた具体的な方法

方法
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 障がいのある子の発達支援において重層的な地域支援体制を構築するため、ワンストップで対応できる拠点として、児童発達支援センターの設置に取り組みます。 ◎ 事業者による設置（福祉型の児童発達支援センター）を図ります。 ◎ 他市町村の取り組み事例及び事業者の意見等を踏まえ、設置方法を検討します。

(3) 保育所等訪問支援の充実

事項		備考
構築方法	単独確保	事業所は、町内に確保できています。 (国指針：全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする)
構築時期	済	

(4) 保育所等訪問支援を利用できる体制の具体的な構築方法

方法
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 事業所は、町内に1ヶ所確保できています。 ◎ 障がい児は増加傾向にあるため、今後も事業所の拡充・整備を図ります。 ◎ 事業所・保育現場・教育現場・町役場等との連携の強化に取り組み、児童の発達支援を推進します。

(5) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

事項		備考
確保方法	単独確保	事業所は、町内に確保できています。 (国指針：各市町村に少なくとも1ヶ所以上確保することを基本とする。 なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない)
確保時期	済	

(6) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の具体的な確保方法

方法
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 事業所は、町内に1ヶ所確保できています。 ◎ 障がい児は増加傾向にあるため、今後も事業所の拡充・整備を図ります。 ◎ 事業所・保育現場・教育現場・医療機関・町役場等との連携の強化に取り組み、児童の発達支援を推進します。

(7) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

事項		備考
設置方法	単独設置	町内に、令和5年度までの設置を目指します。 (国指針：各市町村に少なくとも1ヶ所以上確保することを基本とする。 なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない)
設置時期	令和5年度	

(8) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置方法の詳細

方法
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 既存組織の町地域自立支援推進協議会を活用し、設置を図ります。 ◎ 協議の場に参加するメンバーに医療機関を加えて、連携を強化します。 ◎ 医療的ケア児等に関するコーディネーターを1人以上、令和5年度までに配置できるよう取り組みます。

(9) 医療的ケア児の人数

事項	備考
6歳以上～18歳未満	5
3歳以上～6歳未満	0
0歳以上～3歳未満	0
合計	5

令和2年4月1日時点の人数。
※ 医療的ケア児・・・人工呼吸器等を使用したたんの吸引等の医療的ケアが必要な障がい児。

第2章 障がい児通所支援等見込量（活動指標）及び確保方策

1 見込量の算出根拠

これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、令和3年度から令和5年度までの各年度毎の障がい児通所支援等の見込量（活動指標）を定めるとともに、支援の提供体制の確保に取り組みます。

但し、①障がい児が大幅な増加傾向にあること ②令和元年度10月から未就学児無償化が開始したこと ③町内外の事業所数が増加していること 等から増量を見込んだ通所支援もあります。

なお、通所支援量を見込まなかったことを理由に、通所支援を受けることができないということではなく、必要な通所支援は、適時確保・提供に取り組みます。

2 見込量の確保方策

障がい児のニーズの把握に努め、保護者の健康・就労状況を含めた家庭環境等を勘察し、適切な通所支援事業所の確保に努めます。

1つの事業所で対応が困難な場合には複数事業所と連携を図り、障がい児の支援を図ります。

町役場こども課・町教育委員会等と情報共有を図り、医療機関等との連携に努めます。



令和元年5月18日（土） 町社会福祉センター 町しょうがい児者父母の会 定期総会

サービス種別 (単位)	サービス等見込量の算出根拠
障害児相談支援 (人分)	平成29年度から令和元年度までは増減の傾向が定まっていますが、各年度5人ずつの増加としました。
児童発達支援 (人日分)	令和元年度10月から無償化が開始されたことに伴い、大きく増加するとしました。
医療型児童発達支援 (人日分)	令和29年度から令和元年度までは0～1人の実績ですが、障がい児の増加から、各年度1人ずつの増加としました。
放課後等デイサービス (人日分)	児童発達支援等の増加に伴い、大幅な伸びが見込まれ、各年度15人ずつの増加としました。
保育所等訪問支援 (人日分)	平成29年度から令和元年度までの実績はありませんが、潜在的ニーズはあることから、大幅に増加するとしました。
居宅訪問型児童発達支援 (人日分)	平成29年度から令和元年度までの実績はありませんが、町外事業所の利用を想定し、令和5年度に1人としました。

(単位：下記参照)

サービス種別 (単位)	活動指標	令和2 年 度	令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度	3→5 増減数
障害児相談支援 (人分)	利用者数	30	34	39	44	10
	利 用 量					
児童発達支援 (人日分)	利用者数	38	42	46	50	8
	利 用 量	370	400	420	440	40
医療型児童発達支援 (人日分)	利用者数	1	2	3	4	2
	利 用 量	15	30	45	60	30
放課後等デイサービス (人日分)	利用者数	146	162	177	192	30
	利 用 量	1,902	2,268	2,478	2,688	420
保育所等訪問支援 (人日分)	利用者数	6	8	10	12	4
	利 用 量	12	16	20	24	8
居宅訪問型児童発達支援 (人日分)	利用者数	0	0	0	1	1
	利 用 量	0	0	0	2	2
合計	利用者数	221	248	275	303	55
	利 用 量					

第3章 子ども・子育て支援等見込量（活動指標）及び実施方策

1 見込量の算出根拠

これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、令和3年度から令和5年度までの各年度毎の子ども・子育て支援等の見込量（活動指標）を定めるとともに、支援実施に取り組みます。

但し、本計画策定にあたって実施しました「福祉に関するアンケート調査」結果及び町障がい者施策推進協議会・町地域自立支援推進協議会の意見等を見込量に反映している支援もあります。

なお、支援を見込まなかったことを理由に、支援を実施しないということではなく、必要な支援は、適時実施・展開に取り組みます。

2 見込量の実施方策

障がい児及び保護者等のニーズの把握に努めて、支援を実施するための人材確保及び支援事業所等の補助に努めます。

しかしながら、本町の財政状況を鑑み、全ての支援の充実化は困難であるため、支援の再構築も同時に図ります。

なお、見込の有無は令和3年3月時点のため、今後、ニーズが高騰した場合は柔軟に支援の展開を検討します。



発達支援保育を実施する保育園等への支援を図るために、平成29年度より町役場こども課に臨床心理士を配置し、巡回指導を通して、発達に遅れのある児童の保育について、保育士や保護者等へ助言及び指導等を行っています。

令和2年度は、臨床心理士の勤務体制の変更により学童分が対応できず、また、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、令和元年度と比較すると、実績は低下が見込まれています。

令和3年度以降は、新型コロナウイルスが収束した場合、毎年度 204回（月平均訪問回数17回×12ヶ月）を予定しています。

（単位：下記参照）

事業名	活動指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3→5増減数
A 巡回支援専門員整備	実施箇所数	32	32	32	32	0
	実利用者数	173	204	204	204	0

障がい児の利用ニーズがあり、受け入れ体制整備を行う必要があるものは、下記のとおりとします。

本町は、児童発達支援が増加傾向にあるため、子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえた必要な見込量も増加すると推測しました。

（単位：人）

事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3→5増減数
A 保 育 所	24	24	24	25	1
B 認 定 こ ど も 園	0	0	0	5	5
C 放課後児童健全育成事業	40	44	47	50	6
D 幼 稚 園	35	37	39	40	3
合計	99	105	110	120	15



町花木 サワフジ

資料編



○ 西原町障害者施策推進協議会規則

平成20年6月24日

規則第19号

改正 平成21年3月6日規則第8号
平成22年3月31日規則第11号
平成24年2月24日規則第3号
平成25年2月28日規則第4号
平成27年3月13日規則第13号
平成29年3月17日規則第4号
平成30年3月23日規則第13号
令和2年2月19日規則第6号
令和2年4月24日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、西原町附属機関の設置に関する条例（平成16年西原町条例第17号）第3条の規定に基づき、西原町障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

- (1) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定、見直し及び推進に関すること。
- (2) その他障害者施策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者又は団体に属する者から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 沖縄県南部福祉事務所
- (3) 沖縄県南部保健所
- (4) 沖縄県立特別支援学校
- (5) 西原町社会福祉協議会
- (6) 西原町商工会
- (7) 障害福祉等事業者
- (8) 西原町身体障害者協会
- (9) 西原町しょうがい児者父母の会
- (10) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任することができる。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 協議会において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(推進部会)

第7条 協議会は、第2条第1号に掲げる業務に関する必要な事項の調査審議を行うため、西原町障害者計画推進部会（以下「推進部会」という。）を置くことができる。

- 2 推進部会の委員は、総務課長、企画財政課長、こども課長、福祉保険課長、健康支援課長、産業観光課長、土木課長、都市整備課長、教育総務課長、生涯学習課長をもって充てる。
- 3 推進部会に部会長及び副部会長を置き、部会長を健康支援課長とし、副部会長は、部会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 推進部会の会議については、前条の規定を準用する。
- 7 部会長は、障害者計画に関する必要な事項の調査審議の結果及び当該障害者計画の推進の経過を協議会に報告しなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、推進部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

(自立支援部会)

第8条 協議会は、第2条第2号に掲げる業務のうち、次に掲げる事項について調査審議を行うため、西原町障害者自立支援部会（以下「自立支援部会」という。）を置くことができる。

- (1) 処遇困難ケースに対するケアマネジメント及びサービス調整に関すること。
- (2) 地域支援ネットワークの構築に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善等に関すること。
- 2 自立支援部会は、次に掲げる者により構成する。
 - (1) 西原町障害者相談支援事業実施要綱（平成20年西原町要綱第2号）第2条第2項の規定により、委託を受けた相談支援事業者
 - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条の規定により、沖縄県知事が指定した障害福祉サービス事業を行う町内事業者
 - (3) 健康支援課職員
 - (4) その他委員長が必要があると認める者
- 3 自立支援部会に部会長及び副部会長を置き、部会長及び副部会長は委員長が指名する。
- 4 自立支援部会の会議については、第6条の規定を準用する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長の職務を代理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、自立支援部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

(関係機関への協力要請)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、協議会以外の関係機関等に対し、情報提供等の協力を求めることができる。

(秘密保持)

第10条 協議会及び推進部会の委員並びに自立支援部会の構成員は、正当な理由なく、協議会の職務により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 協議会は、前条の規定による協力要請を行う場合は、個人情報保護に留意しなければならない。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、健康支援課において処理する。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この規則の施行の後最初に開かれる協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(西原町障害福祉計画策定委員会規則の廃止)

3 西原町障害福祉計画策定委員会規則（平成19年西原町規則第22号）は、廃止する。

附 則（平成21年規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の西原町障害者施策推進協議会規則の規定は、平成21年3月1日から適用する。

附 則（平成22年規則第11号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第13号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第4号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第13号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第6号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

委員会等の名称	西原町障がい者施策推進協議会
任 期	令和3年1月29日～令和5年3月31日

事務局：健康支援課

(委員名簿)

令和3年1月29日時点

No	氏名	所属団体名・役職名等	備考
1	仲宗根 康之	沖縄県南部福祉事務所 地域福祉班長	
2	玉城 いずみ	沖縄県南部保健所 精神保健班長	
3	友利 敏博	沖縄県立森川特別支援学校 校長	
4	前田 光智	西原町社会福祉協議会 事務局長	委員長
5	前泊 政彦	西原町商工会 事務局長	
6	溝口 哲哉	おきなわ障がい者相談支援ネットワーク 理事長	
7	呉屋 光雄	西原町身体障害者協会 副会長	
8	仲本 修	西原町しょうがい児者父母の会 会長	副委員長
9	桑江 常和	南部地区障がい者就業・生活支援センター かるにあ センター長	



令和3年1月29日（金） 町役場 町障がい者施策推進協議会

◎ 西原町の障がい者等への保健福祉サービス



資料：厚生労働省「令和元年度障害福祉施策の動向について」

★ 障がい福祉サービス等の体系

サービス		内容
種類	名称	
訪問系	居宅介護	自宅で、入浴・排泄・食事の介護等を行う。
	重度訪問介護	常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排泄・食事の介護、外出時の移動支援、入院時の支援等を総合的に行う。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避する為に、必要な支援・外出支援を行う。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等、複数のサービスを包括的に行う。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するとき、必要な情報提供や介護を行う。
日中活動系	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練・療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話をを行う。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排泄・食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含めた施設で、入浴・排泄・食事の介護等を行う。
施設系	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行う。
居住支援系	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談・入浴・排泄・食事の介護・日常生活上の援助を行う。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な生活力を補う為、定期的な居宅訪問や随時の対応により、日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。
訓練系	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、身体機能の維持・向上の為に必要な訓練を行う。
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、生活能力の維持・向上の為に必要な支援・訓練を行う。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上の為に必要な訓練を行う。
	就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上の為に必要な訓練を行う。
	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上の為に必要な訓練を行う。
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応する為の支援を行う。
相談支援系	計画相談支援	【利用支援】支給決定前に、利用計画案を作成。支給決定後に、事業者等と連絡調整等を行い利用計画を作成。 【継続利用支援】利用状況等の検証（モニタリング）。事業所等との連絡調整・必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨。
	地域移行支援	住居の確保等、地域での生活に移行する為の活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う。
	地域定着支援	常時、連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談・事業所との連絡調整等、緊急時の各種支援を行う。
	障害児相談支援	【利用援助】支給決定前に、利用計画案を作成。支給決定後に、事業者等と連絡調整等を行い利用計画を作成。 【継続利用援助】利用状況等の検証（モニタリング）。事業所等との連絡調整・必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨。
障害児通所系	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導・知識技能の付与・集団生活への適応訓練等の支援を行う。
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導・知識技能の付与・集団生活への適応訓練等の支援及び治療を行う。
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上の為の訓練・社会との交流促進等の支援を行う。
障害児訪問系	保育所等訪問支援	保育所・乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応の為の専門的な支援等を行う。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して、発達支援を行う。
障害児入所系	福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護・日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。
	医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護・日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。

資料：厚生労働省 社会援護局 障害保健福祉部 企画課「令和元年度障害福祉施策の動向について」

★ 西原町の障がい福祉サービス等事業所

サービス		事業所名称	所在地	TEL
種類	名称			
訪問系	居宅介護	ヘルパーステーション きずな	池田	098-943-8677
		ライフサポート ロウル	我謝	098-963-9942
		居宅介護事業所 ナンバーワン	棚原	098-945-2088
		サポートセンター わくわく	与那城	098-943-1011
		西原町社会福祉協議会 居宅支援事業所	与那城	098-945-3651
	重度訪問介護	ヘルパーステーション きずな	池田	098-943-8677
		ライフサポート ロウル	我謝	098-963-9942
		居宅介護事業所 ナンバーワン	棚原	098-945-2088
		サポートセンター わくわく	与那城	098-943-1011
		西原町社会福祉協議会 居宅支援事業所	与那城	098-945-3651
	行動援護	サポートセンター わくわく	与那城	098-943-1011
	重度障害者等包括支援			
	同行援護	ヘルパーステーション きずな	池田	098-943-8677
		居宅介護事業所 ナンバーワン	棚原	098-945-2088
西原町社会福祉協議会 居宅支援事業所		与那城	098-945-3651	
日中活動系	療養介護			
	生活介護	障害者支援施設 愛泉園	池田	098-945-5181
		まじゅん	我謝	098-917-2160
		生活介護事業所 わっくわ〜く	与那城	098-943-1011
		すまいる(生活介護)	与那城	098-917-1144
	短期入所	障害者支援施設 愛泉園	池田	098-945-5181
		ショートステイ にしばる	小那覇	098-944-3266
		心(ちむ)ハウス	我謝	098-917-1082
		さぼーとせんたー i	我謝	098-946-7548
		生活介護事業所 わっくわ〜く	与那城	098-943-1011
施設系	施設入所支援	障害者支援施設 愛泉園	池田	098-945-5181
居住支援系	共同生活援助	心(ちむ)ハウス	池田	098-917-1082
		グループホーム にしばる	小那覇	098-851-9301
		フレンドリー西原幸地	幸地	098-945-8702
	自立生活援助	共同生活援助事業所 マーブル	小波津	080-6481-9076

サービス		事業所名称	所在地	TEL
種類	名称			
訓練系 ・ 就労系	自立訓練（機能訓練）			
	自立訓練（生活訓練）	障がい者サポートステーション あるてい	棚原	098-988-9755
	就労移行支援（一般型）	ちむていち	翁長	098-945-8585
		グッド	嘉手苺	090-6631-6788
	就労継続支援（A型）	障がい者サポートステーション あるてい	棚原	098-988-9755
		スマイリーワークA	内間	098-988-3003
	就労継続支援（B型）	ちむていち	翁長	098-945-8585
		就労支援センター あかとうんち	上原	098-917-5878
		就労継続支援B型事業所 Kuponon	上原	098-975-5778
		スマイリーワーク	内間	098-944-1777
		指定障がい福祉サービス事業所 えいと	翁長	098-945-9147
		就労継続支援B型事業所 すまいる	翁長	098-917-1082
		グッド	嘉手苺	090-6631-6788
		フレンドリー工房	幸地	080-6491-5594
就労継続支援B型 アトリエ・ねこいろ		呉屋	070-5278-8088	
サポートセンター はばたき		与那城	098-943-6251	
就労定着支援	障がい者サポートステーション あるてい	棚原	098-988-9755	
相談 支援系	計画相談支援	ゆにばにしはら	上原	080-9851-5879
		ライフサポート ロウル	我謝	098-963-9942
		相談支援事業所 風	幸地	098-894-9791
		西原町社会福祉協議会 相談支援事業所	与那城	098-945-3651
	地域移行支援			
	地域定着支援			
	障害児相談支援	ゆにばにしはら	上原	080-9851-5879
		ライフサポート ロウル	我謝	098-963-9942
		相談支援事業所 風	幸地	098-894-9791
		西原町社会福祉協議会 相談支援事業所	与那城	098-945-3651

サービス		事業所名称	所在地	TEL
種類	名称			
障害児 通所系	児童発達支援	楽学喜サポート anemone	上原	098-943-0877
		littleデイズ	上原	098-943-6332
		児童デイサービス ばいかじ	翁長	098-882-8070
		ことばとあたま・体のリハ室	翁長	098-943-6023
		児童デイサービス ちゅーりっぷ	我謝	098-960-2489
		Atelierみるく	小橋川	098-963-5211
		サポートセンター わくわく 児童発達支援事業所	小橋川	098-946-5144
		こどもサポート はるかぜ	棚原	098-894-9792
	(重症心身障害の場合)	児童デイサービス にじ	翁長	098-917-0759
	医療型児童発達支援			
	放課後等デイサービス	楽学喜サポート anemone	上原	098-943-0877
		littleデイズ	上原	098-943-6332
		児童デイサービス レインボー	上原	098-945-1127
		スマイリーハウス にしはら	内間	098-944-1777
		児童デイサービス アンナ	翁長	098-946-0077
		児童デイサービス ばいかじ	翁長	098-882-8070
		ことばとあたま・体のリハ室	翁長	098-943-6023
		児童デイサービス ちゅーりっぷ	我謝	098-960-2489
		さぼーとせんたー i	我謝	098-946-7548
		ウィルハーモニー	幸地	098-855-2371
Atelierみるく		小橋川	098-963-5211	
サポートセンター わくわく		小橋川	098-946-5144	
コロニー児童デイサービス にしはら	棚原	098-945-2610		
こどもサポート はるかぜ	棚原	098-894-9792		
(重症心身障害の場合)	児童デイサービス にじ	翁長	098-917-0759	
障害児 訪問系	保育所等訪問支援	Atelierみるく	小橋川	098-963-5211
	居宅訪問型児童発達支援			
障害児 入所系	福祉型障害児入所施設			
	医療型障害児入所施設			

資料：沖縄県 子ども生活福祉部 障害福祉課（令和2年12月1日現在）「指定障害福祉サービス事業者等情報（運営事業所一覧）」

★ 補装具費の概要

<p>(ア) 補装具費</p>	<p>身体障がい者・障がい児の失われた身体機能を補完・代替し、身体障がい者の就労、その他、日常生活の能率の向上を、また、障がい児については将来社会人として自立するための素地を育成・助長することを目的に、補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費（原則、利用者1割負担）を支給します。</p>
-----------------	---

★ 自立支援医療費の概要

<p>(ア) 育成医療</p>	<p>児童福祉法に規定する18歳未満の障がい児（障がいに係る医療を行わないときは、将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む）で、その身体障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費を支給します。</p>
<p>(イ) 更生医療</p>	<p>身体障害者福祉法に規定する18歳以上の身体障がい者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって、確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費を支給します。</p>
<p>(ウ) 精神通院医療費</p>	<p>精神通院医療は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神疾患（てんかんを含む）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する症状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費を支給します。1割は原則自己負担ですが、県では復帰特別措置法に基づき、自己負担分についても公費負担となっています。</p>

★ 地域生活支援事業の種類

名 称	内 容
(ア) 理解促進研修・啓発事業	a 障がい者等に対する理解を深めるために研修や啓発活動を行う事業 b 社会福祉法人等が実施するaに掲げる事業に対し補助する事業
(イ) 自発的活動支援事業	a 障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対し支援する事業 b 社会福祉法人等が実施するaに掲げる事業に対し補助する事業
(ウ) 相談支援事業	a 障がい者等や障がい児の保護者等からの相談に応じるとともに必要な情報の提供等を行う事業 b 社会福祉法人等が実施するaに掲げる事業に対し補助する事業
(エ) 成年後見制度利用支援事業	a 成年後見制度の利用を支援する事業 b 社会福祉法人等が実施するaに掲げる事業に対し補助する事業
(オ) 成年後見制度法人後見支援事業	a 成年後見制度における法人後見の体制整備及び活動を支援するための研修等を行う事業 b 社会福祉法人等が実施するaに掲げる事業に対し補助する事業
(カ) 意思疎通支援事業	a 手話通訳者等の派遣等を行う事業 b 社会福祉法人等が実施するaに掲げる事業に対し補助する事業
(キ) 日常生活用具給付等事業	a 日常生活用具の給付又は貸与を行う事業 b 社会福祉法人等が実施するaに掲げる事業に対し補助する事業
(ク) 手話奉仕員養成研修事業	a 手話奉仕員の養成を行う事業 b 社会福祉法人等が実施するaに掲げる事業に対し補助する事業
(ケ) 移動支援事業	a 障がい者等の移動を支援する事業 b 社会福祉法人等が実施するaに掲げる事業に対し補助する事業
(コ) 地域活動支援センター機能強化事業	a 地域活動支援センターに障がい者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業 b 社会福祉法人等が実施するaに掲げる事業に対し補助する事業
(ア) 市町村任意事業	a 上記事業のほか、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業 b 社会福祉法人等が実施するaに掲げる事業に対し補助する事業

資料：厚生労働省（令和2年3月18日改正版）「地域生活支援事業実施要綱」

※ 社会福祉法人等 = 社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人又は特定非営利活動法人等

障がい者の自立を支える 笑顔あふれるまち・西原町

「福祉に関するアンケート調査」の主な結果を、町HPに掲載しています。

<http://www.town.nishihara.okinawa.jp/>

ほのぼのプラン2021

(令和3年3月 発行)

〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1

西原町役場 福祉部 健康支援課 障がい支援係

TEL: 098-945-5013 FAX: 098-944-6551

E-mail: syougai-fukushi@town.nishihara.okinawa.jp